

制度改正経過概要（主として事業統計に関連のある事項）

〔平成28年4月1日現在〕

船員保険（昭14. 4. 6 公布）

I 保険事故

- 昭 15. 3. 1 ～ 被保険者の疾病、負傷、老齡、障害、脱退、死亡。
22. 11. 1 ～ 被保険者の失業を追加。
23. 9. 1 ～ 被扶養者の疾病、負傷、死亡を追加。
29. 5. 1 ～ 被保険者及び被扶養者の分娩を追加。
38. 8. 1 ～ 被保険者の職務上の事由による行方不明を追加。
48. 12. 1 ～ 通勤災害を職務上災害の場合に準じて保護。
61. 4. 1 ～ 職務外年金部門を厚生年金保険への統合。老齡、脱退及び職務外の事由による障害、死亡を削除。
- 平 7. 4. 1 ～ 被保険者の雇用の継続が困難となる事由の発生を追加。
22. 1. 1 ～ 職務上疾病・年金部門及び失業部門をそれぞれ労災保険及び雇用保険に統合。新たな船員保険（新々法）における保険事故は次のとおり。
船員又はその被扶養者の職務外の事由による疾病、負傷、死亡、出産。船員の職務上の事由又は通勤による疾病、負傷、障害、死亡等（労災保険と併せて保険給付を行う）。

II 適用

1. 保険者

- 昭 15. 3. 1 ～ 政府
平 22. 1. 1 ～ 全国健康保険協会

2. 被保険者

- 昭 15. 3. 1 ～ 強 制一： 船員法第1条に規定する船員（ただし、官吏、一般漁船船員、外国人を除く）。
年金任継一： 10年以上15年未満被保険者であった者。
20. 4. 1 ～ 強 制一： 予備船員を加える。年金任継は7年以上15年未満被保険者であった者に緩和。
21. 1. 26 ～ 外国人にも適用。
22. 12. 1 ～ 一般漁船船員にも適用（ただし、失業部門は一部適用）。
24. 7. 27 ～ 外国船舶に配乗される船員にも適用。
26. 1. 1 ～ 恩給法の適用を受ける者は適用除外。
29. 5. 1 ～ 年金任継一： 7年6月以上15年未満被保険者であった者に緩和。
30. 1. 1 ～ 市町村職員共済組合の組合員である被保険者は適用除外。
31. 7. 1 ～ 公共企業体職員等共済組合の組合員である被保険者は適用除外。
33. 11. 1 ～ 日本船舶を所有できる者が国内の港から外国の港まで回航する外国船舶に乗り組む船員に適用。
38. 4. 1 ～ 20トン以上30トン未満の漁船船員に対する適用範囲の拡大。
46. 1. 1 ～ 20トン未満の漁船船員に対する適用範囲の拡大。
47. 5. 15 ～ 沖縄の本土復帰により沖縄の船員に適用。

その他

沖縄の厚生年金保険の被保険者であった者で、一定期間沖縄に住所を有していた者については、年金任意継続被保険者となるための被保険者期間を短縮。

- 49. 1. 1 ~ 20トン未満の漁船船員に対する適用範囲の拡大（第2次）。
- 51. 3. 1 ~ 10トン未満の漁船船員に対する適用範囲の拡大（第3次）。
- 51. 7. 1 ~ 疾病任継一：疾病部門に健康保険制度に準じた疾病任意継続被保険者制度を導入。
資格喪失の日の前日までに継続して2月以上強制被保険者であった者。
- 59. 8. 1 ~ 失業部門の60歳以後の新規資格取得者は適用除外（ただし、一定要件に該当する者には任意加入の暫定措置がある）。
- 61. 4. 1 ~ 職務外年金部門の被保険者は厚生年金保険の第3種被保険者とする。
- 平 15. 4. 1 ~ 疾病任継一：55歳以降60歳前に被保険者になった者に対する特例の廃止
- 20. 4. 1 ~ 後期高齢者医療制度の被保険者は、職務外疾病部門適用除外。
- 22. 1. 1 ~ 独法職員等一：特定独立行政法人以外の独立行政法人及び国立大学法人等の職員である船員を独立行政法人等職員被保険者とする。

3. 被扶養者

- 昭 23. 9. 1 ~ 直系尊属、配偶者、子及び同一世帯に属する者で、専ら被保険者により生計を維持する者。
- 32. 5. 1 ~ 直系尊属、配偶者、子で主として被保険者により生計を維持する者。三親等以内の親族、内縁関係にある配偶者の父母及び子等で、同一世帯に属し、主として被保険者により生計を維持する者。
- 48. 10. 1 ~ 孫及び弟妹について同一世帯の要件を廃止。
- 平 20. 4. 1 ~ 後期高齢者医療制度の被保険者等は除く。

4. 標準報酬

- 昭 15. 3. 1 ~ 年額 180円～ 1,800円（月額15円～150円） 12等級 変更時期は翌月。
- 20. 4. 1 ~ 月額 20円～ 250円 12等級
- 20. 7. 16 ~ 変更時期は年4回。
- 21. 4. 1 ~ 月額 30円～ 750円 25等級 変更時期は翌月。
- 22. 12. 1 ~ 月額 500円～ 8,000円 30等級
- 24. 6. 1 ~ 月額 2,000円～ 24,000円 19等級
- 26. 1. 1 ~ 月額 3,500円～ 24,000円 16等級 海難による推定死亡者の月額規定。
- 27. 4. 1 ~ 月額 4,000円～ 36,000円 21等級
- 29. 5. 1 ~ 月額 4,000円～ 36,000円 19等級
- 32. 4. 1 ~ 月額 5,000円～ 36,000円 18等級 歩合報酬の算定方法合理化。
報酬月額算定基準日設定。
- 37. 4. 1 ~ 月額 7,000円～ 52,000円 21等級
- 40. 5. 1 ~ 月額 9,000円～ 76,000円 25等級
- 41. 4. 1 ~ 月額 9,000円～ 104,000円 30等級
- 44. 11. 1 ~ 月額12,000円～ 134,000円 32等級
- 46. 10. 1 ~ 月額12,000円～ 150,000円 34等級
- 48. 10. 1 ~ 月額12,000円～ 200,000円 39等級
- 48. 11. 1 ~ 月額24,000円～ 200,000円 33等級
- 51. 8. 1 ~ 月額36,000円～ 340,000円 35等級
- 53. 1. 1 ~ 月額36,000円～ 380,000円 37等級
- 55. 10. 1 ~ 月額45,000円～ 440,000円 36等級
- 59. 10. 1 ~ 月額68,000円～ 710,000円 39等級 年金部門以外

（健康保険の標準報酬の等級区分の改定措置等の事情を勘案して、社会保険審議会の

意見を聴いて政令をもって標準報酬等級表の上限を改定できる。)

- 60. 10. 1 ~ 月額68,000円～ 470,000円 31等級 年金部門のみ
- 61. 4. 1 ~ 年金部門は厚生年金保険へ統合
- 平 4. 10. 1 ~ 月額80,000円～ 980,000円 42等級
- 6. 10. 1 ~ 月額92,000円～ 980,000円 40等級
- 13. 1. 1 ~ 月額98,000円～ 980,000円 39等級
- 15. 4. 1 ~ 漁船船員の標準報酬月額の見直しについて「船員保険・漁船被保険者標準報酬改・決定早見表」を廃止。
- 19. 4. 1 ~ 月額58,000円～1,210,000円 47等級
- 28. 4. 1 ~ 月額58,000円～1,390,000円 50等級

5. 標準賞与額

- 平 15. 4. 1 ~ 年3回以下支給の賞与を対象とし、支給1回につき上限200万円。
- 19. 4. 1 ~ 上限を年間（毎年4月1日から翌年3月31日まで）の累計額540万円に改正。
- 28. 4. 1 ~ 上限を年間（毎年4月1日から翌年3月31日まで）の累計額573万円に改正。

III 保険給付

1. 疾病給付

(1) 療養の給付

- 昭 15. 6. 1 ~ 範囲一： 診療、薬剤、治療材料の支給、処置・手術等の治療、病院等への収容、看護、移送。
職務上外を問わない。報酬年額1,800円を超える高級船員には給付しない。
全額給付。
給付期間は船員法による扶助終了後6月（ただし、結核性疾病については1年）。
- 16. 7. 1 ~ 結核性疾病については、給付開始前1年間に6月以上の被保険者期間を要する。
- 18. 4. 1 ~ 結核性疾病の支給制限を給付開始前1年間に3月以上の被保険者期間に緩和。
- 18. 10. 1 ~ 職務上の給付期間を9月とする（船員法による扶助を保険給付に繰入れ）。
- 20. 4. 1 ~ 報酬年額1,800円を超える高級船員にも給付。給付期間を2年に延長。
- 22. 12. 1 ~ 自宅以外の場所における療養に必要な宿泊及び食事の給付を追加（休養所の設置）。
- 28. 11. 1 ~ 給付期間を3年に延長。
- 29. 5. 1 ~ 行政庁の指定する船内診療所においても給付を実施。
- 32. 5. 1 ~ 職務外の事由で、資格喪失後引続き給付を受けるには、資格喪失前1年間に3月以上又は3年間に1年以上の被保険者期間を要する（ただし、災害補償相当給付を除く）。
- 32. 7. 1 ~ 一部負担制実施（初診の際100円以内）。
- 33. 10. 1 ~ 新点数による給付実施。一部負担金の支払を要しない初診の規定を整備。
- 35. 7. 19 ~ 職務上の傷病については、給付期間の制限を撤廃。
- 38. 4. 1 ~ 職務外の傷病についても給付期間の制限を撤廃（ただし、資格喪失後引続き給付を受ける者については、その給付開始後5年を限度とする）。
- 40. 6. 1 ~ 療養の給付（入院及び看護を除く）について船舶内における給付制限を撤廃。
- 42. 9. 1 ~ 特例措置として一部負担制改正（初診の際200円）。投薬時一部負担制実施（1剤1日分ごとに15円…10月1日。標準報酬等級第9級（24,000円、被扶養者あるとき1人につき6,000円加算）以下免除）。
- 44. 9. 1 ~ 一部負担制改正（初診の際200円）。
投薬時一部負担制廃止。
- 53. 1. 1 ~ 一部負担制改正（初診の際600円）。
- 56. 3. 1 ~ 一部負担制改正（初診の際800円。入院の際1月間1日につき500円、ただし、法第28条

- 第2項該当者は250円)。
58. 2. 1 ~ 老人保健法の規定による医療を受けることができる者には給付しない。
59. 10. 1 ~ 職務外の事由の傷病について、一部負担制改正（療養の給付の額の $\frac{20}{100}$ （厚生大臣の告示する日までの間は $\frac{10}{100}$ ）相当額）。10円未満の端数は四捨五入。
60. 4. 1 ~ 船舶所有者及びその被保険者により構成する法人等は、本人の一部負担金について附加的な給付を行うことができる。
- 平 6. 10. 1 ~ 療養の給付から入院時の食事の提供及び移送を引き離し「入院時食事療養費」「移送費」として規定。
9. 9. 1 ~ 一部負担制改正（法律の本則に定める割合（療養の給付の額の $\frac{20}{100}$ 相当額）とする）。
- 外来薬剤一部負担制導入（〔内服薬〕投薬ごとに1日分につき1種類0円、2～3種類30円、4～5種類60円、6種類以上100円。〔外用薬〕投薬ごとに1種類50円、2種類100円、3種類以上150円。〔頓服薬〕投薬ごとに1種類につき10円。ただし6歳未満の者の薬剤負担は免除）。
14. 10. 1 ~ 一部負担制改正（70歳に達する翌月以降、療養の給付の額の $\frac{10}{100}$ （政令で定める報酬額等以上の場合は $\frac{20}{100}$ ））。
15. 4. 1 ~ 外来薬剤一部負担制廃止。
一部負担制改正（70歳未満の場合、療養に要した額の $\frac{30}{100}$ ）。被保険者資格喪失後の継続給付制度の廃止。（平15. 3. 31。ただし、職務上の傷病は除く。）
18. 10. 1 ~ 一部負担制改正（70歳に達する月の翌月以降、政令で定める報酬額等以上の場合（現役並み所得者）は $\frac{30}{100}$ ）。
- 災害等の際の一部負担金の減免制度の導入。
20. 4. 1 ~ 一部負担制改正（70歳に達する月の翌月以降、療養に要した額の $\frac{20}{100}$ （現役並み所得者を除く）、ただし、軽減特例措置により平成21年3月までは、療養に要した額の $\frac{10}{100}$ （保険者からの給付は療養に要した額の $\frac{80}{100}$ ））。
21. 4. 1 ~ 平成22年3月まで軽減特例措置を延長。
22. 1. 1 ~ 職務上給付を労災保険に統合。ただし、平成21年12月以前に発生した職務上の災害による傷病が支給事由の職務上給付は、経過措置により従前の船員保険（新法）に基づき全国健康保険協会が支給する〔経過的職務上給付〕。
22. 4. 1 ~ 平成23年3月まで軽減特例措置を延長。
23. 4. 1 ~ 平成24年3月まで軽減特例措置を延長。
24. 4. 1 ~ 平成25年3月まで軽減特例措置を延長。
25. 4. 1 ~ 平成26年3月まで軽減特例措置を延長。
26. 4. 1 ~ 平成26年4月1日以降70歳に達する被保険者については、70歳に達する日の属する月の翌月以後の診療分から、療養に係る一部負担金等の割合を2割とする。また、平成26年3月31日以前に70歳に達した被保険者については、75歳になるまで引き続き軽減特例措置の対象とし、一部負担金等の割合を1割とする。

(2) 入院時食事療養費

- 昭 15. 6. 1 ~ 療養の給付の一部として入院時の食事の提供。
- 平 6. 10. 1 ~ 療養の給付から引き離し、入院時食事療養費として平均的な家計における食費を勘案した定額の一部負担を導入。
一般1日600円、低所得者90日目まで1日450円、91日目以降1日300円、低所得者の老齢福祉年金受給権者1日200円（平成8年9月まで）。

- 8. 10. 1 ~ 一般1日760円、低所得者90日目まで1日650円、91日目以降1日500円、低所得者の老齢福祉年金受給権者1日300円。
- 13. 1. 1 ~ 一般1日780円、低所得者90日目まで1日650円、91日目以降1日500円、低所得者の老齢福祉年金受給権者1日300円。
- 18. 4. 1 ~ 標準負担額が1日単位から1食単位の算定に改める。
一般1食260円、低所得者90日目まで1食210円、91日目以降1食160円、低所得者の老齢福祉年金受給権者1食100円
- 22. 1. 1 ~ 職務上給付を労災保険に統合。ただし、平成21年12月以前に発生した職務上の災害による傷病が支給事由の職務上給付は、経過措置により従前の船員保険（新法）に基づき全国健康保険協会が支給する[経過的職務上給付]。
- 28. 4. 1 ~ 一般1食360円、低所得者90日目まで1食210円、91日目以降1食160円、低所得者の老齢福祉年金受給権者1食100円

(3) 入院時生活療養費

- 平 18. 10. 1 ~ 療養病床に入院する70歳以上の者の生活療養に要した費用について、保険給付として支給。
- 20. 4. 1 ~ 支給対象者を65歳以上の者に拡大。
- 22. 1. 1 ~ 職務上給付を労災保険に統合。ただし、平成21年12月以前に発生した職務上の災害による傷病が支給事由の職務上給付は、経過措置により従前の船員保険（新法）に基づき全国健康保険協会が支給する[経過的職務上給付]。

(4) 保険外併用療養費

- 平 18. 10. 1 ~ 評価療養（厚生労働大臣が定める高度の医療技術を用いた療養その他の療養であって、保険給付の対象とすべきものであるか否かについて、適正な医療の効率的な提供を図る観点から評価を行うことが必要な療養として厚生労働大臣が定めるものをいう。）又は選定医療（被保険者の選定に係る特別の病室の提供その他の厚生労働大臣が定めるものをいう。）を受けたときに支給。
- 22. 1. 1 ~ 職務上給付を労災保険に統合。ただし、平成21年12月以前に発生した職務上の災害による傷病が支給事由の職務上給付は、経過措置により従前の船員保険（新法）に基づき全国健康保険協会が支給する[経過的職務上給付]。

(5) 特定療養費

- 昭 59. 10. 1 ~ 特定承認保険医療機関で高度な先進技術の療養を受けたとき及び保険医療機関等で特別の病室、金・白金の歯科材料の使用を希望したとき等に支給（厚生大臣の定めた費用の額の $\frac{80}{100}$ （厚生大臣の告示する日までの間は $\frac{90}{100}$ ）相当額）。
- 平 18. 10. 1 ~ 廃止

(6) 訪問看護療養費・家族訪問看護療養費

- 平 6. 10. 1 ~ 在宅療養患者が訪問看護ステーションから訪問看護を受けた場合に訪問看護療養費を支給。
- 22. 1. 1 ~ 職務上給付を労災保険に統合。ただし、平成21年12月以前に発生した職務上の災害による傷病が支給事由の職務上給付は、経過措置により従前の船員保険（新法）に基づき全国健康保険協会が支給する[経過的職務上給付]。

(7) 療養費

- 昭 15. 6. 1 ~ 療養の給付をすることが困難な場合、緊急その他やむを得ない場合で、申請があったと

- きに限り給付。療養の給付に準ずる。
23. 9. 1 ~ 給付額は現に要した費用以下とする。
32. 7. 1 ~ 療養に要した費用の額より、一部負担金相当額を控除した額を標準とする。
56. 3. 1 ~ 療養の給付をすることが困難であると都道府県知事が認めた場合、都道府県知事がやむを得ないと認めた場合に給付。療養の給付に準ずる。
- 平 22. 1. 1 ~ 職務上給付を労災保険に統合。ただし、平成21年12月以前に発生した職務上の災害による傷病が支給事由の職務上給付は、経過措置により従前の船員保険（新法）に基づき全国健康保険協会が支給する〔経過的職務上給付〕。

(8) 家族療養費

- 昭 23. 9. 1 ~ 療養の給付及び療養費に準ずる（ただし、給付額は療養に要した費用の $\frac{1}{2}$ ）。
28. 11. 1 ~ 同一の傷病で日雇健保から療養の給付を受けたときは、その限度で給付しない。
32. 5. 1 ~ 被保険者資格喪失後も継続給付（支給制限は療養の給付と同じ）。
48. 10. 1 ~ 療養に要した費用の $\frac{70}{100}$ 相当額を給付。
56. 3. 1 ~ 入院の場合は、療養に要した費用の $\frac{80}{100}$ 相当額を給付。
58. 2. 1 ~ 老人保健法の規定による医療を受けることができる者には給付しない。
59. 10. 1 ~ 特定承認保険医療機関で高度な先進技術の療養を受けたとき及び保険医療機関等で特別の病室、金・白金の歯科材料の使用を希望したときにも支給（厚生大臣が定めた費用の額の、入院 $\frac{80}{100}$ 、外来 $\frac{70}{100}$ 相当額）。
- 平 9. 9. 1 ~ 外来薬剤一部負担制導入（療養の給付と同じ）。
14. 10. 1 ~ 3歳未満の場合は、療養に要した費用の $\frac{80}{100}$ 相当額を給付。70歳に達する翌月以降は、療養に要した費用の $\frac{90}{100}$ 相当額を給付（70歳以上の被保険者の被扶養者の場合は、政令で定める報酬額等以上の場合は $\frac{80}{100}$ ）。
15. 4. 1 ~ 70歳未満（3歳未満を除く）の場合は、療養に要した費用の相当額を給付。薬剤一部負担制廃止（療養の給付と同じ）。
18. 10. 1 ~ 現役並み所得者に扶養される70歳以上の被扶養者は、療養に要した費用の $\frac{70}{100}$ 相当額を給付。ただし、特例措置により、平成21年3月までは $\frac{90}{100}$ 相当額を給付。特定承認保険医療機関等で療養を受けた場合を廃止。
20. 4. 1 ~ 給付割合が療養に要した費用の $\frac{80}{100}$ となる若年層の範囲を3歳未満から義務教育就学前に拡大。
70歳以上の被扶養者（現役並み所得者に扶養される70歳以上の被扶養者を除く）の療養に要した費用の $\frac{80}{100}$ 相当額を給付（軽減特例措置により、平成21年3月までは療養に要した費用の $\frac{90}{100}$ 相当額を給付）。
21. 4. 1 ~ 平成22年3月まで軽減特例措置を延長。
22. 4. 1 ~ 平成23年3月まで軽減特例措置を延長。
23. 4. 1 ~ 平成24年3月まで軽減特例措置を延長。
24. 4. 1 ~ 平成25年3月まで軽減特例措置を延長。
25. 4. 1 ~ 平成26年3月まで軽減特例措置を延長。
26. 4. 1 ~ 平成26年4月1日以降70歳に達する被扶養者については、70歳に達する日の属する月の翌月以後の診療分から、療養に係る一部負担金等の割合を2割とする。また、平成26年3月31日以前に70歳に達した被扶養者については、75歳になるまで引き続き軽減特例措置の対象とし、一部負担金等の割合を1割とする。

(9) 移送費

- 昭 15. 6. 1 ~ 療養の給付の一部に移送。
- 平 6. 10. 1 ~ 療養の給付から「移送費」として現金給付化。
- 22. 1. 1 ~ 職務上給付を労災保険に統合。ただし、平成21年12月以前に発生した職務上の災害による傷病が支給事由の職務上給付は、経過措置により従前の船員保険（新法）に基づき全国健康保険協会が支給する〔経過的職務上給付〕。

(10) 高額療養費（家族高額療養費）

- 昭 48. 10. 1 ~ 被扶養者が同一の病院等から受けた療養に係る家族療養費の額が70,000円を超える場合に、当該家族療養費の額の $\frac{3}{7}$ に相当する額から30,000円を控除した額を給付（家族高額療養費）。
- 51. 8. 1 ~ 被扶養者が同一の月内に同一の病院等から受けた療養に係る家族療養費の額が91,000円を超える場合に、当該家族療養費の額の $\frac{3}{7}$ に相当する額から39,000円を控除した額を給付（家族高額療養費）。
- 56. 3. 1 ~ 被扶養者が同一の月内に同一の病院等から受けた療養に要した費用の額から、当該療養に要した費用について家族療養費として支給される額に相当する額を控除した額が39,000円を超える場合に支給するものとし、その額から39,000円を控除した額を給付。なお、支給される者が低所得者（市町村民税の非課税者及び生活保護法の被保護者。ただし、船員保険優先の公費負担医療が受けられる場合を除く。）については39,000円とあるのは15,000円とする（家族高額療養費）。
被保険者のうち低所得者（市町村民税の非課税者及び生活保護者）については、同一の月内に同一の病院等から受けた療養に係る一部負担金額が15,000円を超える場合に、当該一部負担金額から15,000円を控除した額を給付。（船員保険優先の公費負担医療が受けられる場合を除く。）
- 57. 9. 1 ~ 被扶養者が同一の月内に同一の病院等から受けた療養に要した費用の額から、当該療養に要した費用について家族療養費として支給される額に相当する額を控除した額が51,000円（被保険者が市町村民税非課税者である場合は15,000円）を超える場合、その額から51,000円（15,000円）を控除した額を給付。ただし、経過措置として57年12月31日まで51,000円は45,000円とし、又老人保健法が施行されるまでの間、70歳以上の者、ねたきり老人等は39,000円とする（家族高額療養費）。
- 59. 10. 1 ~ 被扶養者が同一の月内に同一の病院等から受けた療養に係る一部負担金等の額のうち30,000円以上のものを世帯単位で合算した額から51,000円（直近の12月間に3回以上高額療養費が支給されている場合（以下「高額多数該当世帯」という。）は30,000円）を控除した額を給付。ただし、被保険者が市町村民税非課税者等である場合は「30,000円」は「21,000円」とし、「51,000円」は「30,000円」とする。
生活保護の被保険者である被保険者又は被扶養者が同一の月内に同一の病院等から受けた療養に係る一部負担金等の額が30,000円を超える場合に、その額から30,000円を控除した額を給付。
人工腎臓を実施している慢性腎不全又は血友病について療養を受けた被保険者又は被扶養者が、同一月内に同一の病院等から受けた療養に係る一部負担金等の額が10,000円を超える場合に、その額から10,000円を控除した額を給付。
- 61. 5. 1 ~ 自己負担限度額「51,000円」を「54,000円」に引き上げ。
- 平 元. 6. 1 ~ 自己負担限度額「54,000円」を「57,000円」（低所得者については、「30,000円」を「31,800円」）に引き上げ。
高額多数該当世帯の自己負担限度額「30,000円」を「33,000円」（低所得者については「21,000円」を「22,000円」）に引き上げ。
- 3. 5. 1 ~ 自己負担限度額「57,000円」を「60,000円」（低所得者については「31,800円」を

「33,600円」)に引き上げ。

高額多数該当世帯の自己負担限度額「33,000円」を「34,800円」(低所得者については「22,000円」を「23,400円」)に引き上げ。

5. 5. 1 ~ 自己負担限度額「60,000円」を「63,000円」(低所得者については「33,600円」を「35,400円」)に引き上げ。

高額多数該当世帯の自己負担限度額「34,800円」を「37,200円」(低所得者については「23,400円」を「24,600円」)に引き上げ。

8. 6. 1 ~ 自己負担限度額「63,000円」を「63,600円」に引き上げ。

13. 1. 1 ~ 自己負担限度額「63,600円」を一般63,600円+(医療費-318,000円)×1%、上位所得者121,800円+(医療費-609,000円)×1%、低所得者は据え置き。高額多数該当世帯の自己負担限度額は、上位所得者については「37,200円」を「70,800円」とし、一般及び低所得者については据え置く。

- 平 14. 10. 1 ~ 自己負担限度額を一般72,300円+(医療費-361,500円)×1%、上位所得者139,800円+(医療費-699,000円)×1%、低所得者は据え置き。

高額多数該当世帯の自己負担限度額は、上位所得者については、「70,800円」を「77,700円」、一般については、「37,200円」を「40,200円」とし、低所得者は据え置き。70歳以上の者にかかる自己負担限度額を外来の場合、一定以上所得者については、「40,200円」、一般については、「12,000円」、低所得者については「8,000円」とし、入院の場合、一定以上所得者については、「72,300円+(医療費-361,500円)×1%」、一般の場合、「40,200円」、低所得者Ⅰの場合「15,000円」、低所得者Ⅱの場合は「24,600円」とする。

15. 4. 1 ~ 自己負担限度額を一般72,300円+(医療費-241,000円)×1%、上位所得者139,800円+(医療費-466,000円)×1%、他は据え置き。

18. 10. 1 ~ 自己負担限度額を一般80,100円+(医療費-267,000円)×1%、上位所得者(標準報酬月額53万円以上)150,000円+(医療費-500,000円)×1%、低所得者は据え置き。高額多数該当世帯の自己負担限度額は一般は44,400円、上位所得者は83,400円、低所得者は据え置き。

70歳以上の者に係る自己負担限度額を外来の場合、現役並み所得者については44,400円、一般、低所得者は据え置き。入院の場合、現役並み所得者は80,100円+(医療費-267,000円)×1%、一般、低所得者は据え置き。

多数該当世帯は、現役並み所得者は44,400円、一般、低所得者は据え置き。

人工透析を要する標準報酬月額が53万円以上である70歳未満の被保険者、または、標準報酬月額が53万円以上の被保険者に扶養される70歳未満の被扶養者については、2万円に引き上げ。

19. 4. 1 ~ 70歳未満の者の入院に係る高額療養費の現物給付化の実施(限度額に関する認定証の申請が必要)。

24. 4. 1 ~ 70歳未満の者の外来診療に係る高額療養費の現物給付化を実施(限度額に関する認定書の申請が必要)。

27. 1. 1 ~ 70歳未満の者の自己負担限度額を、標準報酬月額83万円以上の者252,600円+(医療費-842,000円)×1%、多数該当140,100円、標準報酬月額53万円~79万円の者167,400円+(医療費-558,000円)×1%、多数該当93,000円、標準報酬月額28万円~50万円の者80,100円+(医療費-267,000円)×1%、多数該当44,400円、標準報酬月額26万円以下の者57,600円、多数該当44,400円、低所得者は据え置き。

70歳以上の者の自己負担限度額は、据え置き。

(11) 高額医療・高額介護合算療養費

- 平 20. 4. 1 ~ 船員保険と介護保険の自己負担額を合算し、自己負担限度額を超えた額を支給。

(12) 傷病手当金

- 昭 15. 6. 1 ~ 被保険者であった者（報酬年額1,800円以上の高級船員を除く）で、職務上外を問わず船員法による扶助終了後6月間（結核性疾病については1年以内）、1日について報酬日額 $\frac{60}{100}$ （独身入院者は $\frac{20}{100}$ ）を給付。
16. 7. 1 ~ 結核性疾病については、給付開始前1年間に6月以上の被保険者期間を要する。
18. 4. 1 ~ 結核性疾病に支給制限を給付開始前1年間に3月以上の被保険者期間に緩和。
- 18.10. 1 ~ 職務上の給付期間を9月とする（船員法による扶助を保険給付に繰り入れ）。
20. 4. 1 ~ 報酬年額1,800円以上の高級船員にも給付。被扶養者のいない入院中の者に対する給付額を1日について報酬日額の $\frac{40}{100}$ に改定。給付期間を2年に延長。
- 22.12. 1 ~ 職務上の支給額は4月間は報酬日額の全額、その後は $\frac{60}{100}$ 、さらに療養の給付終了後1月の範囲内で $\frac{60}{100}$ 、職務上の被扶養者のいない入院中の者に対しても減額しない。
- 28.11. 1 ~ 給付期間を3年に延長。
32. 5. 1 ~ 職務外の被扶養者のいない入院中の者に対する給付額を、1日につき報酬日額の $\frac{50}{100}$ とする。職務外の事由で、資格喪失後引き続き給付を受けるには、資格喪失前1年間に3月以上又は3年間に1年以上の被保険者期間を要する。
35. 7.19 ~ 職務上の傷病については、給付期間の制限を撤廃。
- 48.11. 1 ~ 資格喪失後支給する職務上の傷病手当金のうち、船舶所有者に使用されなくなった日が昭和46年3月31日以前のものの額については、船舶所有者に使用されなくなった日に応じて、標準報酬日額に6.24~1.32の率を乗じて旧法第30条第2項の規定を適用して計算することとする。
49. 8. 1 ~ 職務上の傷病手当金のうち、船舶所有者に使用されなくなった日が昭和47年3月31日以前のものの額については、船舶所有者に使用されなくなった日に応じて、標準報酬日額に6.24~1.37の率を乗じて旧法第30条第2項の規定を適用して計算することとする。
50. 8. 1 ~ 職務上の傷病手当金のうち、船舶所有者に使用されなくなった日が昭和49年3月31日以前のものの額については、船舶所有者に使用されなくなった日に応じて、標準報酬日額に9.23~1.24の率を乗じて旧法第30条第2項の規定を適用して計算することとする。
52. 4. 1 ~ 職務上の障害年金を受けるときは、傷病手当金は支給しない。
52. 8. 1 ~ 職務外の障害年金を受けるときは、傷病手当金は支給しない。
職務上の傷病手当金のうち、船舶所有者に使用されなくなった日が昭和51年3月31日以前のものの額については、船舶所有者に使用されなくなった日に応じて、標準報酬日額に12.37~1.11の率を乗じて旧法第30条第2項の規定を適用して計算することとする。
54. 8. 1 ~ 職務上の傷病手当金のうち、船舶所有者に使用されなくなった日が昭和52年3月31日以前のものの額については、船舶所有者に使用されなくなった日に応じて、標準報酬日額に14.35~1.16の率を乗じて旧法第30条第2項の規定を適用して計算することとする。
55. 8. 1 ~ 職務上の傷病手当金のうち、船舶所有者に使用されなくなった日が昭和54年3月31日以前のものの額については、船舶所有者に使用されなくなった日に応じて、標準報酬日額に15.07~1.06の率を乗じて旧法第30条第2項の規定を適用して計算することとする。
56. 8. 1 ~ 職務上の傷病手当金のうち、船舶所有者に使用されなくなった日が昭和55年3月31日以前のものの額については、船舶所有者に使用されなくなった日に応じて、標準報酬日額に16.00~1.06の率を乗じて旧法第30条第2項の規定を適用して計算することとする。
58. 2. 1 ~ 老人保健法の規定による被扶養者のいない入院中の者は標準報酬日額の $\frac{50}{100}$ 。
58. 8. 1 ~ 職務上の傷病手当金のうち、船舶所有者に使用されなくなった日が昭和56年3月31日以前のものの額については、船舶所有者に使用されなくなった日に応じて、標準報酬日額に17.49~1.10の率を乗じて旧法第30条第2項の規定を適用して計算することとする。

- 前のものの額については、船舶所有者に使用されなくなった日に応じて、標準報酬日額に25.39～1.00の率を乗じて新法第30条第2項の規定を適用して計算することとする。
13. 4. 1 ～ 退職又は老齢を支給事由とする年金が支給される場合には、その合計額により傷病手当金との調整を行うこととした。
13. 8. 1 ～ 職務上の傷病手当金のうち、船舶所有者に使用されなくなった日が平成12年3月31日以前のものの額については、船舶所有者に使用されなくなった日に応じて、標準報酬日額に25.52～1.00の率を乗じて新法第30条第2項の規定を適用して計算することとする。
14. 8. 1 ～ 職務上の傷病手当金のうち、船舶所有者に使用されなくなった日が平成13年3月31日以前のものの額については、船舶所有者に使用されなくなった日に応じて、標準報酬日額に25.32～0.99の率を乗じて新法第30条第2項の規定を適用して計算することとする。
15. 8. 1 ～ 職務上の傷病手当金のうち、船舶所有者に使用されなくなった日が平成14年3月31日以前のものの額については、船舶所有者に使用されなくなった日に応じて、標準報酬日額に25.10～0.99の率を乗じて新法第30条第2項の規定を適用して計算することとする。
16. 8. 1 ～ 職務上の傷病手当金のうち、船舶所有者に使用されなくなった日が平成15年3月31日以前のものの額については、船舶所有者に使用されなくなった日に応じて、標準報酬日額に25.10～0.98の率を乗じて新法第30条第2項の規定を適用して計算することとする。
17. 8. 1 ～ 職務上の傷病手当金のうち、船舶所有者に使用されなくなった日が平成16年3月31日以前のものの額については、船舶所有者に使用されなくなった日に応じて標準報酬日額に25.03～0.98の率を乗じて新法第30条第2項の規定を適用して計算することとする。
18. 8. 1 ～ 職務上の傷病手当金のうち、船舶所有者に使用されなくなった日が、平成17年3月31日以前のものの額については、船舶所有者に使用されなくなった日に応じて標準報酬日額に25.12～0.98の率を乗じて新法第30条第2項の規定を適用して計算することとする。
19. 4. 1 ～ 職務外の傷病手当金の支給額を標準報酬日額の $\frac{2}{3}$ 相当額に引き上げ。
疾病任意継続被保険者への支給を、資格取得後1年以内に発した傷病に限定。
19. 8. 1 ～ 職務上の傷病手当金のうち、船舶所有者に使用されなくなった日が、平成18年3月31日以前のものの額については、船舶所有者に使用されなくなった日に応じて標準報酬日額に25.07～0.98の率を乗じて新法第30条第2項の規定を適用して計算することとする。
20. 8. 1 ～ 職務上の傷病手当金のうち、船舶所有者に使用されなくなった日が、平成19年3月31日以前のものの額については、船舶所有者に使用されなくなった日に応じて標準報酬日額に25.11～0.98の率を乗じて新法第30条第2項の規定を適用して計算することとする。
21. 8. 1 ～ 職務上の傷病手当金のうち、船舶所有者に使用されなくなった日が、平成20年3月31日以前のものの額については、船舶所有者に使用されなくなった日に応じて標準報酬日額に25.03～0.98の率を乗じて新法第30条第2項の規定を適用して計算することとする。
22. 1. 1 ～ 職務上給付を労災保険に統合。ただし、平成21年12月以前に発生した職務上の災害による傷病が支給事由の職務上の傷病手当金は、経過措置により平成22年1月以降においても従前の船員保険（新法）に基づき全国健康保険協会が支給する〔経過の職務上給付〕。
22. 8. 1 ～ 経過の職務上給付の傷病手当金のうち、船舶所有者に使用されなくなった日が、平成21年3月31日以前のものの額については、船舶所有者に使用されなくなった日に応じて標準報酬日額に24.68～0.97の率を乗じて新法第30条第2項の規定を適用して計算することとする。
23. 8. 1 ～ 経過の職務上給付の傷病手当金のうち、船舶所有者に使用されなくなった日が、平成22年3月31日以前のものの額については、船舶所有者に使用されなくなった日に応じて標準報酬日額に24.76～0.97の率を乗じて新法第30条第2項の規定を適用して計算することとする。
24. 8. 1 ～ 経過の職務上給付の傷病手当金のうち、船舶所有者に使用されなくなった日が、平成23年3月31日以前のものの額については、船舶所有者に使用されなくなった日に応じて標準報酬日額に24.72～0.97の率を乗じて新法第30条第2項の規定を適用して計算することとする。

- とする。
25. 8. 1 ~ 経過的職務上給付の傷病手当金のうち、船舶所有者に使用されなくなった日が、平成24年3月31日以前のもの額については、船舶所有者に使用されなくなった日に応じて標準報酬日額に24.64~0.96の率を乗じて新法第30条第2項の規定を適用して計算することとする。
26. 8. 1 ~ 経過的職務上給付の傷病手当金のうち、船舶所有者に使用されなくなった日が、平成25年3月31日以前のもの額については、船舶所有者に使用されなくなった日に応じて標準報酬日額に24.58~0.96の率を乗じて新法第30条第2項の規定を適用して計算することとする。
27. 8. 1 ~ 経過的職務上給付の傷病手当金のうち、船舶所有者に使用されなくなった日が、平成26年3月31日以前のもの額については、船舶所有者に使用されなくなった日に応じて標準報酬日額に24.67~0.97の率を乗じて新法第30条第2項の規定を適用して計算することとする。
28. 4. 1 ~ 職務外の傷病手当金の支給額を、直近12か月の標準報酬月額平均額 $\frac{1}{30}$ 、(被保険者期間が1年間に満たない場合は、被保険者期間の標準報酬月額平均額)の $\frac{2}{3}$ を支給。

(13) 休業手当金

- 平 22. 1. 1 ~ 従前の船員保険(新法)の職務上の傷病手当金の給付水準と労災保険の休業(補償)給付の給付水準との差額相当を、平成22年1月以降の新たな船員保険(新々法)の休業手当金として支給する[職務上乗せ給付]。

【支給額】

- ①報酬を受けない最初の日~3日目

標準報酬日額の全額

- ②報酬を受けない4日目~4ヶ月(④を除く期間)

標準報酬日額の $\frac{40}{100}$

- ③療養を開始した日から1年6ヶ月を経過した日以後の期間(①及び④を除く期間で、労災保険の休業給付基礎日額に適用された年齢階層別の最高限度額が標準報酬日額より少ない場合に限る)

標準報酬日額から最高限度額を控除した額の $\frac{60}{100}$

- ④報酬を受けない4月以内の期間であって、療養を開始した日から1年6ヶ月を経過した日以後の期間(①を除く期間で、労災保険の休業給付基礎日額に適用された年齢階層別の最高限度額が標準報酬日額より少ない場合に限る)

②及び③の額の合算額

23. 8. 1 ~ 休業手当金のうち、船舶所有者に使用されなくなった日が、平成22年3月31日以前のもの額については、船舶所有者に使用されなくなった日に応じて標準報酬日額に24.76~0.97の率を乗じて新々法第85条の規定を適用して計算することとする。
24. 8. 1 ~ 休業手当金のうち、船舶所有者に使用されなくなった日が、平成23年3月31日以前のもの額については、船舶所有者に使用されなくなった日に応じて標準報酬日額に24.72~0.97の率を乗じて新々法第85条の規定を適用して計算することとする。
25. 8. 1 ~ 休業手当金のうち、船舶所有者に使用されなくなった日が、平成24年3月31日以前のもの

のの額については、船舶所有者に使用されなくなった日に応じて標準報酬日額に24.64～0.96の率を乗じて新々法第85条の規定を適用して計算することとする。

26. 8. 1 ～ 経過的職務上給付の傷病手当金のうち、船舶所有者に使用されなくなった日が、平成25年3月31日以前のものについては、船舶所有者に使用されなくなった日に応じて標準報酬日額に24.58～0.96の率を乗じて新法第30条第2項の規定を適用して計算することとする。
27. 8. 1 ～ 経過的職務上給付の傷病手当金のうち、船舶所有者に使用されなくなった日が、平成26年3月31日以前のものについては、船舶所有者に使用されなくなった日に応じて標準報酬日額に24.67～0.97の率を乗じて新法第30条第2項の規定を適用して計算することとする。

(14) 葬祭料・家族葬祭料

- 昭 20. 4. 1 ～ 資格喪失当時の報酬月額 of 2 月分を遺族に支給。
23. 9. 1 ～ 被扶養者の死亡に対し、標準報酬月額 of 1 月分を支給。
48. 10. 1 ～ 葬祭料： 最低保障額 30,000円
家族葬祭料： 標準報酬月額 of 1.4 月分を支給、最低保障額 30,000円
49. 11. 1 ～ 職務上の事由による葬祭料： 最低保障額 標準報酬月額 1 月分 + 90,000円
50. 4. 1 ～ 職務上の事由による葬祭料： 最低保障額 標準報酬月額 1 月分 + 125,000円
51. 7. 1 ～ 職務外の事由による葬祭料： 最低保障額 50,000円
家族葬祭料： 最低保障額 50,000円
52. 4. 1 ～ 職務上の事由による葬祭料： 最低保障額 標準報酬月額 1 月分 + 150,000円
54. 4. 1 ～ 職務上の事由による葬祭料： 最低保障額 標準報酬月額 1 月分 + 165,000円
56. 4. 1 ～ 葬祭料の最低保障額、家族葬祭料の額は政令によって定める。
職務外の事由による葬祭料： 最低保障額 70,000円
家族葬祭料： 最低保障額 70,000円
職務上の事由による葬祭料： 最低保障額 標準報酬月額 1 月分 + 185,000円
58. 4. 1 ～ 職務上の事由による葬祭料： 最低保障額 標準報酬月額 1 月分 + 205,000円
60. 4. 1 ～ 職務外の事由による葬祭料： 最低保障額 100,000円
家族葬祭料： 最低保障額 100,000円
61. 4. 1 ～ 職務上の事由による葬祭料： 最低保障額 標準報酬月額 1 月分 + 225,000円
63. 4. 1 ～ 職務上の事由による葬祭料： 最低保障額 標準報酬月額 1 月分 + 240,000円
- 平 2. 4. 1 ～ 職務上の事由による葬祭料： 最低保障額 標準報酬月額 1 月分 + 250,000円
4. 4. 1 ～ 職務上の事由による葬祭料： 最低保障額 標準報酬月額 1 月分 + 265,000円
6. 4. 1 ～ 職務上の事由による葬祭料： 最低保障額 標準報酬月額 1 月分 + 280,000円
8. 4. 1 ～ 職務上の事由による葬祭料： 最低保障額 標準報酬月額 1 月分 + 295,000円
10. 4. 1 ～ 職務上の事由による葬祭料： 最低保障額 標準報酬月額 1 月分 + 305,000円
12. 4. 1 ～ 職務上の事由による葬祭料： 最低保障額 標準報酬月額 1 月分 + 315,000円
18. 10. 1 ～ 職務外の事由による葬祭料： 50,000円
家族葬祭料 : 50,000円
22. 1. 1 ～ 職務上給付を労災保険に統合。ただし、平成21年12月以前に発生した職務上の災害による傷病が支給事由の職務上給付は、経過措置により平成22年1月以降においても従前の船員保険（新法）に基づき全国健康保険協会が支給する[経過的職務上給付]。

(15) 付加給付

- 昭 48. 10. 1 ～ 政令の定めるところにより、付加給付を行うことができる。
- 平 18. 10. 1 ～ 職務外の事由による葬祭料および家族葬祭料に併せて葬祭料付加金を支給。

葬祭料付加金 : 資格喪失時の標準報酬月額2月分－葬祭料の額

家族葬祭料付加金 : 標準報酬月額1.4月分－家族葬祭料の額

(16) 出産育児一時金(分娩費、育児手当金)・出産手当金

昭 29. 5. 1 ~ 分娩費 : 被保険者は標準報酬月額の半月分(入院したときは $\frac{1}{4}$ 月分)。配偶者は1,000円。

出産手当金 : 産前産後各42日間、1日について標準報酬日額の $\frac{60}{100}$ 。

育児手当金 : 1児について6月間、1月について200円。

被保険者資格喪失後6月以内の給付については、資格喪失前1年間に6月以上の被保険者期間を要する。

32. 5. 1 ~ 被保険者資格喪失後6月以内の給付については、資格喪失前1年間に3月以上又は3年間に1年以上の被保険者期間を要する。

36. 6. 15 ~ 被保険者の分娩費は最低保障額6,000円、配偶者分娩費は3,000円。育児手当金については2,000円。

44. 9. 1 ~ 被保険者の分娩費は最低保障額20,000円、配偶者分娩費は10,000円。

48. 10. 1 ~ 被保険者の分娩費は最低保障額60,000円、配偶者分娩費は60,000円。

51. 7. 1 ~ 被保険者の分娩費は最低保障額100,000円、配偶者分娩費は100,000円。

56. 4. 1 ~ 分娩費の最低保障額、配偶者分娩費、育児手当金の額は政令によって定める。

被保険者の分娩費は最低保障額150,000円、配偶者分娩費は150,000円。

育児手当金については2,000円。

入院の場合の減額規定は廃止。

60. 4. 1 ~ 被保険者の分娩費は最低保障額200,000円、配偶者分娩費は200,000円。

61. 4. 1 ~ 出産手当金 : 産前(妊娠判明から出産まで)と産後56日間、1日について標準報酬日額の $\frac{60}{100}$ 。

平 4. 4. 1 ~ 出産手当金 : 妊娠判明から出産までと出産日後56日間、1日について標準報酬日額の $\frac{60}{100}$ 。

4. 4. 1 ~ 被保険者の分娩費は最低保障額240,000円、配偶者分娩費は240,000円。

6. 10. 1 ~ 分娩費・育児手当金を出産育児一時金に包括化。被保険者の出産育児一時金300,000円、配偶者分についても同額。

14. 10. 1 ~ 配偶者出産一時金の支給対象を被扶養配偶者から被扶養者へ拡大。(家族出産一時金とする。)

18. 10. 1 ~ 出産育児一時金・家族出産育児一時金の支給額を1児につき350,000円に引き上げ。

出産育児一時金・家族出産育児一時金の受取代理制度の導入。

19. 4. 1 ~ 出産手当金 : 標準報酬日額の $\frac{2}{3}$ へ引き上げ。

疾病任意継続被保険者への支給を廃止。

資格喪失後6か月以内に出産した者に対する出産手当金の支給を廃止。

21. 1. 1 ~ 出産育児一時金・家族出産育児一時金の支給額を産科医療補償制度の創設に伴い、1児につき380,000円に引き上げ(産科医療補償制度に加入していない医療機関等の場合は、従来どおり350,000円)。

21. 10. 1 ~ 出産育児一時金・家族出産育児一時金の受取代理制度の廃止。

出産育児一時金・家族出産育児一時金の支給額を、平成23年3月31日までの暫定措置として1児につき420,000円に引き上げ(産科医療補償制度に加入していない医療機関等の場合は、390,000円)。

平成23年3月31日までの暫定措置として出産育児一時金・家族出産育児一時金の直接支払制度の導入。

- 23. 4. 1 ~ 出産育児一時金・家族出産育児一時金の直接支払制度及び受取代理制度の導入。
支給額を、1児につき420,000円に引上げ。(産科医療補償制度に加入していない医療機関等の場合は、390,000円。)
- 27. 1. 1 ~ 出産育児一時金・家族出産育児一時金の額を、産科医療補償制度の掛金が30,000円から16,000円に変更となったため、産科補償医療制度に加入していない医療機関等の場合は、1児につき40,4000円に引上げ。
- 28. 4. 1 ~ 出産手当金の支給額を、直近12か月の標準報酬月額平均額の $\frac{1}{30}$ (被保険者期間が1年間に満たない場合は、被保険者期間の標準報酬月額平均額)の $\frac{2}{3}$ を支給。

2. 年金等給付

(1) 障害(廃疾)年金

- 昭 15. 6. 1 ~ [廃疾年金] 職務上外を問わず、療養の給付を受けることができる期間内に治ゆ又はその期間を経過(高級船員は資格喪失後9月を経過)した者で、障害の状態となり、資格喪失前6年間に3年以上被保険者期間のある者。年金額は養老年金に同じ。
- 20. 4. 1 ~ [障害年金] 療養の給付を受けることができる期間2年となる。職務上の資格期間廃止。職務外については、障害の状態となった日前6年間に3年以上の被保険者期間を要する。年金額は職務上については障害の程度に応じて平均報酬月額の5月分~8月分、職務外は平均報酬月額の4月分。加算については養老年金に同じ。
- 22. 11. 1 ~ 職務上外を問わず年金額は最終報酬月額による。
- 22. 12. 1 ~ 職務外の受給資格制限を障害の状態となった日前6月以上被保険者期間に緩和。
- 23. 9. 1 ~ 職務上の1級~3級、職務外の1号~6号該当者については、配偶者及び16歳未満の子1人について2,400円を加給。昭和22年12月1日前に受給権が発生した者に支給する職務上の障害年金額を5倍に引上げ。
- 26. 2. 1 ~ 昭和22年12月1日以前の年金額を、職務上は更に2倍(当初の10倍)、職務外は10倍に引上げ。
- 28. 11. 1 ~ 療養の給付を受けることができる期間3年となる。
- 29. 5. 1 ~ 職務外の年金額については、昭和27年4月以降の平均標準報酬月額により算定。加給金を4,800円に引上げ。従前の年金の最低額を16,000円とする。子の加給金受給制限を18歳に繰下げ。
- 35. 5. 1 ~ 最低年金額を20,000円に引上げ。
- 40. 5. 1 ~ 職務外についての障害の程度を1級~3級に区分。職務外の年金額は老齢年金の額の算式に準じ、(最低保障額60,000円)1級及び2級該当者については加給金附加。
任意継続被保険者である期間に発した傷病についても給付の対象とする。
従前の年金の最低額を76,800円とする。
- 41. 2. 1 ~ 職務上の傷病で、従来障害手当金を支給すべき障害の程度1級相当のものを、7級の障害年金の対象とする。職務上の年金額=最終標準報酬月額×4.2月~8月(30,000円+平均標準報酬月額× $\frac{120}{100}$)×0.75~1.25。職務上の1級~5級該当者については加給金附加。
従前の職務上年金額について、1級51,000円~7級30,600円をそれぞれ加算し、最低保障額を1級123,000円~7級75,600円とする。
- 43. 5. 11 ~ 職務上の傷病で、従来の1級障害手当金相当の障害のうち、神経系統の障害及び1上肢又は1下肢に仮関節を残す重度の障害を7級障害年金の対象とする。
- 44. 11. 1 ~ 職務上年金の定額部分を48,000円とする。最低年金額を96,000円とする。
加給金を配偶者12,000円、第1子7,200円、第2子以降4,800円とする。
従前の職務上年金額については、職務外 $\frac{1}{2}$ 相当分を1級78,000円~7級46,800円とし

最低保障額を1級174,000円～7級97,200円とする。

45. 11. 1 ～ 職務上年金受給者のうち、障害の程度が1級から4級までのものについて、年金額の算出の最終標準報酬月額に乘すべき月数。
1級 8.0月→9.3月 2級 7.0月→8.3月
3級 6.5月→7.2月 4級 6.0月→6.4月
46. 1. 1 ～ 職務上年金のうち当該障害の原因となった傷病が、昭和42年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日の属する年度に応じて、1.21、1.4、1.7又は2.0を乗じて旧法第41条第1項の規定を適用して計算することとする。
46. 11. 1 ～ 職務外の最低保障額を105,600円とする。職務上年金に含まれる職務外相当分の定額部分を55,200円とする。
2以上の年金のうち一が職務上である年金受給権を有する者の併給調整の緩和。
障害の原因となった傷病の発生が昭和43年3月31日以前の職務上年金額を1.2倍～2.0倍に引上げ。
47. 11. 1 ～ 障害の原因となった傷病の発生が昭和44年3月31日以前の職務上年金額を1.2倍～2.4倍に引上げ。
48. 11. 1 ～ 職務上年金の定額部分を120,000円とする。最低保障額を240,000円とする。
加給金を配偶者28,800円、第1子及び第2子9,600円、第3子以降4,800円とする。
受給権者が障害年金を受ける程度の障害の状態に該当しなくなったときは3年間支給停止。
職務上年金のうち当該障害の原因となった傷病が、昭和46年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて6.24～1.32の率を乗じて旧法第41条第1項の規定を適用して計算した額とする。
49. 8. 1 ～ 職務外年金額（加給金を除く）を16.1%引き上げる（被保険者期間の全部が昭和48年度以降の期間であるものについては、報酬比例部分の額の引上げは行わない）。
職務上年金のうち災害補償に対応する部分以外の部分については、職務外年金の額の改定措置に準じて引き上げる。
職務上年金のうち当該障害の原因となった傷病が、昭和47年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて6.24～1.37の率を乗じて旧法第41条第1項の規定を適用して計算した額とする。
49. 11. 1 ～ 職務上年金受給者について年金額の算出の最終標準報酬月額に乘すべき月数の改正。
1級 9.3月→10.4月 2級 8.3月→9.2月 3級 7.2月→8.2月
4級 6.4月→7.1月 5級 5.5月→6.1月 6級 5.0月→5.2月
7級 4.2月→4.4月
50. 8. 1 ～ 職務外年金の年金額（加給金を除く）を21.8%引き上げる（被保険者期間の全部が昭和49年度以降の期間であるものについては、報酬比例部分の額の引上げは行わない）。
職務上年金のうち災害補償に対応する部分以外の部分については、職務外年金の額の改定措置に準じて引き上げる。
職務上年金のうち当該障害の原因となった傷病が、昭和49年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて9.23～1.24の率を乗じて旧法第41条第1項の規定を適用して計算した額とする。
51. 8. 1 ～ 職務上年金の定額部分を198,000円とする。最低保障額を396,000円とする。
加給金を配偶者72,000円、第1子及び第2子24,000円、第3子以降4,800円とする。
51. 10. 1 ～ 職務外年金の受給資格期間を船員保険加入期間と、他の公的年金制度加入期間とを合算した期間が6月以上ある時とする。
52. 4. 1 ～ 職務上の傷病が初診日から1年6月を経過しても治らず、障害の程度が1級～3級の場合は、障害年金を支給する。

52. 6. 1 ～ 職務外年金の年金額（加給金を除く）を9.4%引き上げる（被保険者期間の全部が昭和51年度以降の期間であるものについては、報酬比例部分の引上げは行わない）。
職務上年金のうち災害補償に対応する部分以外の部分については、職務外年金の額の改定措置に準じて引き上げる。
52. 8. 1 ～ 職務外年金の障害認定日を初診日以後1年6月を経過した日とし、障害認定日においては軽度の障害であった者が、初診日から5年以内にその障害の程度が増進し障害の状態に該当するに至った時は、障害年金を支給する。
職務上年金のうち当該障害の原因となった傷病が、昭和51年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて12.37～1.11の率を乗じて旧法第41条第1項の規定を適用して計算した額とする。
53. 6. 1 ～ 職務外年金額（加給金を除く）を6.7%引き上げる（被保険者期間の全部が昭和52年度以降の期間であるものについては、報酬比例部分の引上げは行わない）。
職務上年金のうち災害補償に対応する部分以外の部分については、職務外年金の額の改定措置に準じて引き上げる。
54. 6. 1 ～ 職務外年金の年金額（加給金を除く）を3.4%引き上げる（被保険者期間の全部が昭和53年度以降の期間であるものについては、報酬比例部分の引上げは行わない）。
職務上年金のうち災害補償に対応する部分以外の部分については、職務外年金の額の改定措置に準じて引き上げる。
54. 8. 1 ～ 職務上年金のうち当該障害の原因となった傷病が、昭和52年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて14.35～1.16の率を乗じて旧法第41条第1項の規定を適用して計算した額とする。
55. 6. 1 ～ 職務上年金の定額部分を246,000円とする。最低保障額を501,600円とする。加給金を配偶者180,000円、第1子及び第2子60,000円、第3子以降24,000円とする。配偶者が老齢（退職）年金又は障害年金の支給を受けるときは、当該配偶者について計算する加給金の支給を停止する。
55. 8. 1 ～ 職務上年金のうち当該障害の原因となった傷病が、昭和54年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて15.07～1.06の率を乗じて旧法第41条第1項の規定を適用して計算した額とする。
56. 6. 1 ～ 職務外年金の年金額（加給金を除く）を7.8%引き上げる（被保険者期間の全部が昭和55年度以降の期間であるものについては、報酬比例部分の引上げは行わない）。
職務上年金のうち災害補償に対応する部分以外の部分については、職務外年金の額の改定措置に準じて引き上げる。
56. 8. 1 ～ 職務上年金のうち当該障害の原因となった傷病が、昭和55年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて16.00～1.06の率を乗じて旧法第41条第1項の規定を適用して計算した額とする。
57. 7. 1 ～ 職務外年金の年金額（加給金を除く）を4.0%引き上げる（被保険者期間の全部が昭和56年度以降の期間であるものについては、報酬比例部分の額の引上げは行わない）。
職務上年金のうち災害補償に対応する部分以外の部分については、職務外年金の額の改定措置に準じて引き上げる。
58. 8. 1 ～ 職務上年金のうち当該障害の原因となった傷病が、昭和56年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて17.49～1.10の率を乗じて旧法第41条第1項の規定を適用して計算した額とする。
59. 4. 1 ～ 職務外年金の年金額（加給金を除く）を2.0%引き上げる（被保険者期間の全部が昭和58年度以降の期間であるものについては、報酬比例部分の額の引上げは行わない）。
59. 8. 1 ～ 職務上年金のうち当該障害の原因となった傷病が、昭和56年度中に発したものの年金額については最終標準報酬月額に1.09を乗じて旧法第41条第1項の規定を適用して計算した額とする。

60. 4. 1 ~ 職務外年金額（加給金を除く）を3.4%引き上げる（被保険者期間の全部が昭和59年度以降の期間であるものについては、報酬比例部分の額の引上げは行わない）。
60. 7. 1 ~ 職務外年金のうち事後重症による障害年金についての初診日から5年以内という請求期限が撤廃され、65歳に達する日の前日までであれば障害年金の請求ができるように改正。
60. 8. 1 ~ 職務上年金のうち当該障害の原因となった傷病が、昭和58年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて18.80~1.07の率を乗じて旧法第41条第1項の規定を適用して計算した額とする。
61. 4. 1 ~ 職務外年金は、厚生年金保険に統合。
61. 8. 1 ~ 当該障害の原因となった傷病が、昭和59年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて18.80~1.07の率を乗じて、新法第41条第1項の規定を適用して計算した額とする。
63. 8. 1 ~ 当該障害の原因となった傷病が、昭和60年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて20.10~1.07の率を乗じて、新法第41条第1項の規定を適用して計算した額とする。
- 平元. 8. 1 ~ 当該障害の原因となった傷病が、昭和62年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて20.10~1.06の率を乗じて、新法第41条第1項の規定を適用して計算した額とする。
2. 8. 1 ~ 当該障害の原因となった傷病が、昭和63年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて21.69~1.06の率を乗じて、新法第41条第1項の規定を適用して計算した額とする。
3. 8. 1 ~ 当該障害の原因となった傷病が、平成2年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて22.20~1.03の率を乗じて、新法第41条第1項の規定を適用して計算した額とする。
4. 8. 1 ~ 当該障害の原因となった傷病が、平成3年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて23.14~1.04の率を乗じて、新法第41条第1項の規定を適用して計算した額とする。
5. 8. 1 ~ 当該障害の原因となった傷病が、平成4年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて23.61~1.02の率を乗じて、新法第41条第1項の規定を適用して計算した額とする。
6. 8. 1 ~ 当該障害の原因となった傷病が、平成5年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて23.97~1.02の率を乗じて、新法第41条第1項の規定を適用して計算した額とする。
- 6.10. 1 ~ 障害年金を支給する程度の障害でなくなった日から起算して、障害年金を受けられる程度の障害の状態に該当しないで3年を経過したときは失権とせず支給停止とする。
7. 8. 1 ~ 当該障害の原因となった傷病が、平成6年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて24.51~1.02の率を乗じて、新法第41条第1項の規定を適用して計算した額とする。
8. 8. 1 ~ 当該障害の原因となった傷病が、平成7年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて24.81~1.01の率を乗じて、新法第41条第1項の規定を適用して計算した額とする。
9. 8. 1 ~ 当該障害の原因となった傷病が、平成8年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.16~1.01の率を乗じて、新法第41条第1項の規定を適用して計算した額とする。
10. 8. 1 ~ 当該障害の原因となった傷病が、平成9年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.41~1.01の率を乗じて、新法第41条第1項の規定を適用して計算した額とする。
11. 8. 1 ~ 当該障害の原因となった傷病が、平成10年3月31日以前に発したものの年金額について

は、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.31～1.00の率を乗じて、新法第41条第1項の規定を適用して計算した額とする。

- 12. 8. 1 ～ 当該障害の原因となった傷病が、平成11年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.39～1.00の率を乗じて、新法第41条第1項の規定を適用して計算した額とする。
- 13. 8. 1 ～ 当該障害の原因となった傷病が、平成12年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.52～1.00の率を乗じて、新法第41条第1項の規定を適用して計算した額とする。
- 14. 8. 1 ～ 当該障害の原因となった傷病が、平成13年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.32～0.99の率を乗じて、新法第41条第1項の規定を適用して計算した額とする。
- 15. 8. 1 ～ 当該障害の原因となった傷病が、平成14年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.10～0.99の率を乗じて、新法第41条第1項の規定を適用して計算した額とする。
- 16. 8. 1 ～ 当該障害の原因となった傷病が、平成15年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.10～0.98の率を乗じて、新法第41条第1項の規定を適用して計算した額とする。
- 17. 8. 1 ～ 当該障害の原因となった傷病が、平成16年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.03～0.98の率を乗じて、新法第41条第1項の規定を適用して計算した額とする。
- 18. 8. 1 ～ 当該障害の原因となった傷病が、平成17年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.12～0.98の率を乗じて、新法第41条第1項の規定を適用して計算した額とする。
- 19. 8. 1 ～ 当該障害の原因となった傷病が、平成18年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.07～0.98の率を乗じて、新法第41条第1項の規定を適用して計算した額とする。
- 20. 8. 1 ～ 当該障害の原因となった傷病が、平成19年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.11～0.98の率を乗じて、新法第41条第1項の規定を適用して計算した額とする。
- 21. 8. 1 ～ 当該障害の原因となった傷病が、平成20年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.03～0.98の率を乗じて、新法第41条第1項の規定を適用して計算した額とする。
- 22. 1. 1 ～ 職務上給付を労災保険に統合。従前の船員保険（新法）の障害年金の給付水準と労災保険の障害（補償）年金及び傷病（補償）年金の給付水準の差額相当を、平成22年1月以降の新たな船員保険（新々法）より支給する〔職務上上乘せ給付〕。

【支給額】

労災保険の障害（補償）年金を受けている場合で、その給付の基礎となる年金給付基礎日額に適用された年齢・階層別の最高限度額が船員保険の標準報酬日額（標準報酬月額÷30）を下回る場合に次の年金額を支給。

年金額＝標準報酬日額から最高限度額を控除した額×障害の程度に応じて定める日数

（障害の程度に応じて定める日数）

1級	313日	2級	277日	3級	245日	4級	213日
5級	184日	6級	156日	7級	131日		

ただし、平成21年12月以前に発生した職務上の災害による傷病が支給事由の障害年金は、経過措置により平成22年1月以降においても従前の船員保険（新法）に基づき全国健康

保険協会が支給する[経過的職務上給付]。

なお、昭和61年3月31日以前に受給権が発生した障害年金については、旧法に基づき日本年金機構が支給する。

- 22. 8. 1 ~ 当該障害の原因となった傷病が、平成21年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて24.68~0.97の率を乗じて、経過的職務上給付については新法第41条第1項、職務上上乘せ給付については新々法第88条第1項の規定を適用して計算した額とする。
- 23. 8. 1 ~ 当該障害の原因となった傷病が、平成22年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて24.76~0.97の率を乗じて、経過的職務上給付については新法第41条第1項、職務上上乘せ給付については新々法第88条第1項の規定を適用して計算した額とする。
- 24. 8. 1 ~ 当該障害の原因となった傷病が、平成23年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて24.72~0.97の率を乗じて、経過的職務上給付については新法第41条第1項、職務上上乘せ給付については新々法第88条第1項の規定を適用して計算した額とする。
- 25. 8. 1 ~ 当該障害の原因となった傷病が、平成24年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて24.64~0.96の率を乗じて、経過的職務上給付については新法第41条第1項、職務上上乘せ給付については新々法第88条第1項の規定を適用して計算した額とする。
- 26. 8. 1 ~ 当該障害の原因となった傷病が、平成25年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて24.58~0.96の率を乗じて、経過的職務上給付については新法第41条第1項、職務上上乘せ給付については新々法第88条第1項の規定を適用して計算した額とする。
- 27. 8. 1 ~ 当該障害の原因となった傷病が、平成26年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて24.67~0.97の率を乗じて、経過的職務上給付については新法第41条第1項、職務上上乘せ給付については新々法第88条第1項の規定を適用して計算した額とする。

(2) 遺族年金(死亡手当金)

- 昭 15. 6. 1 ~ [死亡手当金] 職務上外を問わず、3年以上15年未満被保険者であった者が死亡、資格喪失後3月以内に死亡又は療養の給付を受ける者が死亡したとき、遺族に支給。平均報酬月額の3月分(最低額100円)。
- 20. 4. 1 ~ [遺族年金] 15年以上被保険者であった者が職務外で死亡、職務上障害年金受給権者が職務外で死亡又は職務外で療養の給付受給期間内に死亡したとき、配偶者、子(15歳未満)、父母、孫、祖父母に支給。年金額は、(1)養老年金受給権者及び15年以上被保険者の職務外死亡は養老年金額の $\frac{1}{2}$ 、(2)職務外障害年金受給権者死亡は障害年金額の $\frac{1}{2}$ 、(3)職務上障害年金受給権者の職務外死亡は平均報酬月額の2.5月分、(4)職務上療養の給付受給期間内死亡は平均報酬月額の5月分。(3)及び(4)については、15年を超える1年ごとに平均報酬日額の3日分を加算。子1人について平均報酬日額の10日分を加給。
- 22. 11. 1 ~ 職務上障害年金受給権者死亡及び職務上療養の給付受給期間内死亡については、最終報酬月額による。
- 22. 12. 1 ~ 職務上障害年金受給権者死亡及び職務上療養の給付受給期間内死亡については、最終平均報酬月額による。子の加給金受給制限を16歳に繰下げ。
- 23. 9. 1 ~ 職務上障害年金受給権者死亡及び職務上療養の給付受給期間内死亡については、子1人について2,400円を加給。昭和22年12月1日以前に受給権が発生した者に支給する職務上の遺族年金額を5倍に引上げ。

26. 1. 1 ～ 等分支給規定設定。
26. 2. 1 ～ 昭和22年12月1日前の年金額を、職務上は更に2倍（従前の10倍）に引上げ。
29. 5. 1 ～ 老齢年金受給権者死亡によるものの昭和27年3月以前の標準報酬月額4,000円未満は4,000円に引上げ。加給金受給制限を18歳に繰下げ。加給金を4,800円に引上げ。従前の年金の最低額を14,400円（職務上障害年金受給権者死亡によるものは10,000円）とする。厚生年金保険との被保険者期間通算。
35. 5. 1 ～ 最低年金額を14,880円（職務上障害年金受給権者死亡によるものは12,500円）に引上げ。
37. 4. 1 ～ 寡婦、鰥夫、遺児年金を統合。従前の寡婦、鰥夫、遺児年金の受給要件を満たして死亡した者の遺族にも支給。年金額＝ $(24,000円 + 平均標準報酬月額 \times \frac{8}{1000} \times 180) \times \frac{1}{2}$ 。
ただし、昭和27年4月以降の標準報酬月額により算定。18歳未満の子1人について4,800円を加給。
40. 5. 1 ～ 職務外の年金額は、老齢年金の算出方法に準じて算出した額の $\frac{1}{2}$ （最低保障額60,000円）。
任意継続被保険者である期間中の死亡についても給付の対象とする。
40. 6. 1 ～ 妻の受給資格要件中、年齢に関する要件を廃止。
41. 2. 1 ～ 年金額を、(1)職務上障害年金受給者の職務外死亡の年金額＝最終標準報酬月額 \times 2.5月 $+7,500円 + 平均標準報酬月額 \times \frac{30}{100}$ 。(2)職務上死亡の年金額＝最終標準報酬月額 \times 5月(2.5月) $+15,000円 + 平均標準報酬月額 \times \frac{60}{100}$ 。
従来年金額について20,400円(10,200円)を加算し、最低保障額を65,400円(60,000円)とする。
44. 11. 1 ～ 定額部分を職務上障害年金受給者の職務外死亡については12,000円、職務上死亡については24,000円とする。
最低保障額を96,000円とする。
加給金を第1子7,200円、第2子以降4,800円とする。
15年以上被保険者であった者が職務外で死亡したとき、旧令の共済組合員期間を有する場合その期間のうち昭和17年6月～20年8月の期間を被保険者であった期間とみなす。
従前の職務上年金額については、職務外相当分を31,200円(15,600円)とし、最低保障額を96,000円とする。
45. 11. 1 ～ 旧法第50条第2号の規定による遺族年金受給者の年金額の算式最終標準報酬月額に乘ずべき月数を2.5月から2.75月に、同条第3号の規定による遺族年金受給者の年金額の算式最終標準報酬月額に乘ずべき月数を5月から5.5月に改正。
46. 1. 1 ～ 昭和42年3月31日以前に死亡原因の生じた職務上年金の年金額については、最終標準報酬月額に、1.2を乗じて、旧法第50条ノ2第1項第3号を適用して計算することとする。
46. 5. 27 ～ 職務上遺族年金を受ける遺族の範囲に兄弟姉妹を加える。
遺族の範囲から除外する者として18歳以上60歳未満の兄弟姉妹を加える。
46. 11. 1 ～ 職務外の最低保障額を105,600円とする。職務上年金に含まれる職務外相当分の定額部分を、職務上死亡については27,600円、職務上障害年金受給者の職務外死亡については、13,800円とする。職務上年金の遺族の範囲に兄弟姉妹を含める。
失踪宣告による死亡の場合の支給要件の緩和。
2以上の年金受給権を有する者の併給調整の緩和。
死亡の原因となった傷病の発生が昭和43年3月31日以前の職務上年金額を1.2倍に引上げ。
47. 11. 1 ～ 死亡の原因となった傷病の発生が昭和44年3月31日以前の職務上年金額を1.2倍～1.4倍に引上げ。
48. 11. 1 ～ 定額部分を職務上障害年金受給者の職務外死亡については30,000円、職務上死亡につい

ては60,000円とする。

最低保障額を240,000円とする。

加給金を第1子及び第2子9,600円、第3子以降4,800円とする。

職務上年金のうち当該死亡の原因となった傷病が、昭和46年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該死亡の原因となった傷病の発した日に応じて6.24～1.32の率を乗じて旧法第50条ノ2第1項第3号の規定を適用して計算した額とする。

49. 8. 1 ～ 職務外年金の年金額（加給金を除く）を16.1%引き上げる（被保険者期間の全部が昭和48年度以降の期間であるものについては、報酬比例部分の額の引上げは行わない）。職務上年金額のうち災害補償に対応する部分以外の部分については、職務外年金の改定措置に準じて引き上げる。

職務上年金額のうち当該死亡の原因となった傷病が、昭和47年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて6.24～1.37の率を乗じて旧法第50条ノ2第1項第3号の規定を適用して計算した額とする。

49. 11. 1 ～ 職務上年金の額の算式中最終標準報酬月額に乗すべき月数を加給金の対象となる子がいる場合に現行5.5月からその対象となる子の人数に応じ6.1月（1人）～8.2月（4人以上）に改正。

職務上年金の額の算式中最終標準報酬月額に乗すべき月数について療養の給付を受けて3年経過後死亡の場合は2.75月の規定を削除。

50. 8. 1 ～ 職務外年金額（加給金を除く）を21.8%引き上げる（被保険者期間の全部が昭和49年度以降の期間であるものについては、報酬比例部分の額の引上げは行わない）。

職務上年金額のうち災害補償に対応する部分以外の部分については、職務外年金の額の改定措置に準じて引き上げる。

職務上年金のうち当該死亡の原因となった傷病が、昭和49年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて9.23～1.24の率を乗じて旧法第50条ノ2第1項第3号の規定を適用して計算した額とする。

51. 8. 1 ～ 定額部分を職務上障害年金受給者の職務外死亡については49,500円、職務上死亡については99,000円とする。

最低保障額を396,000円とする。

加給金を第1子及び第2子24,000円、第3子以降4,800円とする。

寡婦加算制度を導入し、子2人以上の場合は月額5,000円、子1人の場合は月額3,000円、60歳以上の場合は月額2,000円が加算される。

51. 10. 1 ～ 船員保険の被保険者期間と他の公的年金制度の加入期間とを合算した期間が6カ月以上であれば遺族年金の受給資格期間を満たしたものとする。

職務外年金と共済組合の遺族年金との併給調整。

52. 6. 1 ～ 職務外年金の年金額（加給金を除く）を9.4%引き上げる（被保険者期間の全部が昭和51年度以降の期間であるものについては、報酬比例部分の引上げは行わない）。

職務上年金のうち災害補償に対応する部分以外の部分については、職務外年金の額の改定措置に準じて引き上げる。

52. 8. 1 ～ 資格喪失後、在職中の職務外の傷病により、初診後5年以内に死亡した場合に遺族年金を支給する。

職務上年金のうち当該死亡の原因となった傷病が、昭和51年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて12.37～1.11の率を乗じて旧法第50条ノ2第1項第3号の規定を適用して計算した額とする。

53. 6. 1 ～ 職務外年金の年金額（加給金を除く）を6.7%引き上げる（被保険者期間の全部が昭和52年度以降の期間であるものについては、報酬比例部分の引上げは行わない）。

職務上年金のうち災害補償に対応する部分以外の部分については、職務外年金の額の改

定措置に準じて引き上げる。

寡婦加算額を子2人以上の場合は月額6,000円、子1人の場合は月額4,000円、60歳以上の場合は月額3,000円に引き上げる。

54. 6. 1 ~ 職務外年金の年金額（加給金を除く）を3.4%引き上げる（被保険者期間の全部が昭和53年度以降の期間であるものについては、報酬比例部分の額の引上げは行わない）。職務上年金額のうち災害補償に対応する部分以外の部分については、職務外年金の改定措置に準じて引き上げる。
寡婦加算額を子2人以上の場合は月額7,000円、子1人の場合は月額5,000円、60歳以上の場合は月額4,000円に引き上げる。
54. 8. 1 ~ 職務上年金のうち当該死亡の原因となった傷病が、昭和52年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて14.35~1.16の率を乗じて旧法第50条ノ2第1項第3号の規定を適用して計算した額とする。
55. 6. 1 ~ 定額部分を職務上障害年金受給者の職務外死亡については61,500円、職務上死亡については123,000円とする。
最低保障額を501,600円とする。
加給金を第1子及び第2子60,000円、第3子以降24,000円とする。
昭和40年5月1日前において職務上障害年金受給者であった者のうち現行の1級又は2級の障害の状態に該当する者が死亡した場合に、遺族年金を支給する。
55. 8. 1 ~ 寡婦加算額を子2人以上の場合は210,000円、1人の場合は120,000円、60歳以上の場合は120,000円とする。
遺族年金の受給者である妻が他の制度から老齢（退職）年金又は障害年金を受けられる間は、寡婦加算額を支給停止する。
職務上年金のうち当該死亡の原因となった傷病が、昭和54年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて15.07~1.06の率を乗じて旧法第50条ノ2第1項第3号の規定を適用して計算した額とする。
55. 11. 1 ~ 職務上年金又は職務上障害年金受給者の職務外死亡による遺族年金のうち、受給権者が55歳以上又は障害の状態にある妻であって加給の対象となる子がない場合においては最終標準報酬月額に職務上年金にあっては0.3月を、職務上障害年金受給者の職務外死亡による遺族年金にあっては0.15月を乗じて得た額を加給する。
職務上年金の額の算式中最終標準報酬月額に乗ずべき月数を加給金の対象となる子がいる場合に現行5.5月からその対象となる子の人数に応じ6.4月（1人）~8.2月（4人以上）に改正。
56. 6. 1 ~ 職務外年金の年金額（加給金を除く）を7.8%引き上げる（被保険者期間の全部が昭和55年度以降の期間であるものについては、報酬比例部分の引上げは行わない）。職務上年金のうち災害補償に対応する部分以外の部分については、職務外年金の額の改定措置に準じて引き上げる。
56. 8. 1 ~ 職務上年金のうち当該死亡の原因となった傷病が、昭和55年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて16.00~1.06の率を乗じて旧法第50条ノ2第1項第3号の規定を適用して計算した額とする。
57. 7. 1 ~ 職務外年金の年金額（加給金を除く）を4.0%引き上げる（被保険者期間の全部が昭和56年度以降の期間であるものについては、報酬比例部分の引上げは行わない）。職務上年金のうち災害補償に対応する部分以外の部分については、職務外年金の額の改定措置に準じて引き上げる。
58. 8. 1 ~ 職務上年金のうち当該死亡の原因となった傷病が、昭和56年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて17.49~1.10の率を乗じて旧法第50条ノ2第1項第3号の規定を適用して計算した額とする。
59. 4. 1 ~ 職務外年金の年金額（加給金を除く）を2.0%引き上げる（被保険者期間の全部が昭和

58年度以降の期間であるものについては、報酬比例部分の引上げは行わない。

59. 8. 1 ~ 職務上年金のうち当該死亡の原因となった傷病が、昭和56年度中に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に1.09を乗じて旧法第50条ノ2第1項第3号の規定を適用して計算した額とする。
60. 4. 1 ~ 職務外年金の年金額（加給金を除く）を3.4%引き上げる（被保険者期間の全部が昭和59年度以降の期間であるものについては、報酬比例部分の引上げは行わない）。
60. 8. 1 ~ 職務上年金のうち当該死亡の原因となった傷病が、昭和58年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて18.80~1.07の率を乗じて旧法第50条ノ2第1項第3号の規定を適用して計算した額とする。
61. 4. 1 ~ 職務外年金は厚生年金保険に統合。
61. 8. 1 ~ 当該死亡の原因となった傷病が、昭和59年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて18.80~1.07の率を乗じて、新法第50条ノ2の規定を適用して計算した額とする。
63. 8. 1 ~ 当該死亡の原因となった傷病が、昭和60年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて20.10~1.07の率を乗じて、新法第50条ノ2の規定を適用して計算した額とする。
- 平元. 8. 1 ~ 当該死亡の原因となった傷病が、昭和62年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて20.10~1.06の率を乗じて、新法第50条ノ2の規定を適用して計算した額とする。
2. 8. 1 ~ 当該死亡の原因となった傷病が、昭和63年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて21.69~1.06の率を乗じて、新法第50条ノ2の規定を適用して計算した額とする。
3. 8. 1 ~ 当該死亡の原因となった傷病が、平成2年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて22.20~1.03の率を乗じて、新法第50条ノ2の規定を適用して計算した額とする。
4. 8. 1 ~ 当該死亡の原因となった傷病が、平成3年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて23.14~1.04の率を乗じて、新法第50条ノ2の規定を適用して計算した額とする。
5. 8. 1 ~ 当該死亡の原因となった傷病が、平成4年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて23.61~1.02の率を乗じて、新法第50条ノ2の規定を適用して計算した額とする。
6. 8. 1 ~ 当該死亡の原因となった傷病が、平成5年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて23.97~1.02の率を乗じて、新法第50条ノ2の規定を適用して計算した額とする。
7. 4. 1 ~ 遺族に含まれる子及び孫の年齢を18歳到達年度末までとする。
年金額の算式中最終標準報酬月額に乘ずべき月数を加給金の対象となる子がいる場合に現行6.4月（1人）～ 8.2月（4人以上）を6.7月～8.2月（3人以上）とすることとする。
7. 8. 1 ~ 当該死亡の原因となった傷病が、平成6年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて24.51~1.02の率を乗じて、新法第50条ノ2の規定を適用して計算した額とする。
8. 8. 1 ~ 当該死亡の原因となった傷病が、平成7年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて24.81~1.01の率を乗じて、新法第50条ノ2の規定を適用して計算した額とする。
9. 8. 1 ~ 当該死亡の原因となった傷病が、平成8年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.16~1.01の率を乗じて、新法第50条ノ2の規定を適用して計算した額とする。

10. 8. 1 ～ 当該死亡の原因となった傷病が、平成9年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.41～1.01の率を乗じて、新法第50条ノ2の規定を適用して計算した額とする。
11. 8. 1 ～ 当該死亡の原因となった傷病が、平成10年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.31～1.00の率を乗じて、新法第50条ノ2の規定を適用して計算した額とする。
12. 8. 1 ～ 当該死亡の原因となった傷病が、平成11年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.39～1.00の率を乗じて、新法第50条ノ2の規定を適用して計算した額とする。
13. 8. 1 ～ 当該死亡の原因となった傷病が、平成12年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.52～1.00の率を乗じて、新法第50条ノ2の規定を適用して計算した額とする。
14. 8. 1 ～ 当該死亡の原因となった傷病が、平成13年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.32～0.99の率を乗じて、新法第50条ノ2の規定を適用して計算した額とする。
15. 8. 1 ～ 当該死亡の原因となった傷病が、平成14年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.10～0.99の率を乗じて、新法第50条ノ2の規定を適用して計算した額とする。
16. 8. 1 ～ 当該死亡の原因となった傷病が、平成15年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.10～0.98の率を乗じて、新法第50条ノ2の規定を適用して計算した額とする。
17. 8. 1 ～ 当該死亡の原因となった傷病が、平成16年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.03～0.98の率を乗じて、新法第50条ノ2の規定を適用して計算した額とする。
18. 8. 1 ～ 当該死亡の原因となった傷病が、平成17年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.12～0.98の率を乗じて、新法第50条ノ2の規定を適用して計算した額とする。
19. 8. 1 ～ 当該死亡の原因となった傷病が、平成18年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.07～0.98の率を乗じて、新法第50条ノ2の規定を適用して計算した額とする。
20. 8. 1 ～ 当該死亡の原因となった傷病が、平成19年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.11～0.98の率を乗じて、新法第50条ノ2の規定を適用して計算した額とする。
21. 8. 1 ～ 当該死亡の原因となった傷病が、平成20年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.03～0.98の率を乗じて、新法第50条ノ2の規定を適用して計算した額とする。
22. 1. 1 ～ 職務上給付を労災保険に統合。従前の船員保険（新法）の遺族年金の給付水準と労災保険の遺族（補償）年金の給付水準の差額相当を、平成22年1月以降の新たな船員保険（新々法）より支給する〔職務上上乘せ給付〕。

【支給額】

労災保険の遺族（補償）年金を受けている場合で、その給付の基礎となる年金給付基礎日額に適用された年齢・階層別の最高限度額が船員保険の標準報酬日額（標準報酬月額÷30）を下回る場合に次の年金額を支給。

年金額＝標準報酬日額から最高限度額を控除した額×遺族の人数に応じて定める日数

（遺族の人数に応じて定める日数）

1人 153日(175日※) 2人 201日 3人 223日 4人 245日

※ 55歳以上の妻又は厚生労働省令で定める障害の状態にある妻は175日

ただし、平成21年12月以前に発生した職務上の災害による傷病が支給事由の遺族年金は、経過措置により平成22年1月以降においても従前の船員保険(新法)に基づき全国健康保険協会が支給する[経過的職務上給付]。

なお、昭和61年3月31日以前に受給権が発生した遺族年金については、旧法に基づき日本年金機構が支給する。

22. 8. 1 ~ 当該死亡の原因となった傷病が、平成21年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて24.68~0.97の率を乗じて、経過的職務上給付については新法第50条ノ2、職務上上乘せ給付については新々法第98条第1項の規定を適用して計算した額とする。
23. 8. 1 ~ 当該死亡の原因となった傷病が、平成22年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて24.76~0.97の率を乗じて、経過的職務上給付については新法第50条ノ2、職務上上乘せ給付については新々法第98条第1項の規定を適用して計算した額とする。
24. 8. 1 ~ 当該死亡の原因となった傷病が、平成23年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて24.72~0.97の率を乗じて、経過的職務上給付については新法第50条ノ2、職務上上乘せ給付については新々法第98条第1項の規定を適用して計算した額とする。
25. 8. 1 ~ 当該死亡の原因となった傷病が、平成24年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて24.64~0.96の率を乗じて、経過的職務上給付については新法第50条ノ2、職務上上乘せ給付については新々法第98条第1項の規定を適用して計算した額とする。
26. 8. 1 ~ 当該死亡の原因となった傷病が、平成25年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて24.58~0.96の率を乗じて、経過的職務上給付については新法第50条ノ2、職務上上乘せ給付については新々法第98条第1項の規定を適用して計算した額とする。
27. 8. 1 ~ 当該死亡の原因となった傷病が、平成26年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて24.67~0.97の率を乗じて、経過的職務上給付については新法第50条ノ2、職務上上乘せ給付については新々法第98条第1項の規定を適用して計算した額とする。

(3) 障害(廃疾)手当金

- 昭 15. 6. 1 ~ [廃疾手当金] 職務上外を問わず、療養の給付を受けることができる期間内に治ゆ又はその期間を経過(高級船員は資格喪失後9月を経過)した者で、資格喪失前6年間に3年以上被保険者期間のある者。平均標準報酬月額の7月分。
20. 4. 1 ~ [障害手当金] 職務外については、障害の状態となった日前6年間に3年以上の被保険者期間を要する。支給額は、職務上は平均報酬月額の2月分~25月分。職務外は平均報酬月額の10月分。
22. 11. 1 ~ 支給額は最終報酬月額による。
22. 12. 1 ~ 職務外の受給資格制限を障害の状態となった日前6月以上被保険者期間に緩和。
29. 5. 1 ~ 職務外については、昭和27年4月以降の平均標準報酬月額による。
40. 5. 1 ~ 職務外については、療養の給付を受けることができる期間内に治ゆした者に支給。障害手当金の額は、老齢年金の額の算出方法に準じて算出した額の $\frac{150}{100}$ 。

- 任意継続被保険者である期間に発した傷病についても給付の対象とする。
41. 2. 1 ～ 職務上について障害の程度を1級～7級に区分。障害手当金の額は、最終標準報酬月額
の2月分～20月分。
43. 5. 11 ～ 職務上の傷病で、従来の5級障害手当金相当の障害のうち、比較的重度の神経系統の障
害を2級障害手当金の対象とするとともに、新たにこれと同程度の精神の障害を2級障
害手当金の対象とする。
49. 11. 1 ～ 職務上障害手当金のうち当該障害の原因となった傷病が、昭和47年3月31日以前に発し
たものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて6.24～1.37の
率を乗じて旧法第41条ノ3第1号の規定を適用して計算した額とする。
50. 8. 1 ～ 職務上障害手当金のうち当該障害の原因となった傷病が、昭和49年3月31日以前に発し
たものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて9.23～1.24の
率を乗じて旧法第41条ノ3第1号の規定を適用して計算した額とする。
51. 10. 1 ～ 職務外の受給資格要件を船員保険加入期間と他の公的年金制度加入期間を合算した期間
が6月以上ある時とする。
52. 8. 1 ～ 職務外の障害認定は、初診日以後5年以内に延長。
職務上障害手当金のうち当該障害の原因となった傷病が、昭和51年3月31日以前に発し
たものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて12.37～1.11
の率を乗じて旧法第41条ノ3第1号の規定を適用して計算した額とする。
54. 8. 1 ～ 職務上障害手当金のうち当該障害の原因となった傷病が、昭和52年3月31日以前に発し
たものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて14.35～1.16
の率を乗じて旧法第41条ノ3第1号の規定を適用して計算した額とする。
55. 8. 1 ～ 職務上障害手当金のうち当該障害の原因となった傷病が、昭和54年3月31日以前に発し
たものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて15.07～1.06
の率を乗じて旧法第41条ノ3第1号の規定を適用して計算した額とする。
56. 8. 1 ～ 職務上障害手当金のうち当該障害の原因となった傷病が、昭和55年3月31日以前に発し
たものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて16.00～1.06
の率を乗じて旧法第41条ノ3第1号の規定を適用して計算した額とする。
58. 8. 1 ～ 職務上障害手当金のうち当該障害の原因となった傷病が、昭和56年3月31日以前に発し
たものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて17.49～1.10
の率を乗じて旧法第41条ノ3第1号の規定を適用して計算した額とする。
59. 8. 1 ～ 職務上障害手当金のうち当該障害の原因となった傷病が、昭和56年度中に発したものの
額については、最終標準報酬月額に1.09を乗じて旧法第41条ノ3第1号の規定を適用し
て計算した額とする。
60. 8. 1 ～ 職務上障害手当金のうち当該障害の原因となった傷病が、昭和58年3月31日以前に発し
たものの手当金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて18.80
～1.07の率を乗じて旧法第41条ノ3第1号の規定を適用して計算した額とする。
61. 4. 1 ～ 職務外障害手当金は厚生年金に統合。
61. 8. 1 ～ 障害手当金のうち当該障害の原因となった傷病が、昭和59年3月31日以前に発したも
のの手当金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて18.80～1.07
の率を乗じて新法第41条ノ3第1号の規定を適用して計算した額とする。
63. 8. 1 ～ 障害手当金のうち当該障害の原因となった傷病が、昭和60年3月31日以前に発したも
のの手当金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて20.10～1.07
の率を乗じて新法第41条ノ3第1号の規定を適用して計算した額とする。
- 平元. 8. 1 ～ 障害手当金のうち当該障害の原因となった傷病が、昭和62年3月31日以前に発したも
のの手当金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて20.10～1.06
の率を乗じて新法第41条ノ3第1号の規定を適用して計算した額とする。
2. 8. 1 ～ 障害手当金のうち当該障害の原因となった傷病が、昭和63年3月31日以前に発したも
の

- 18. 8. 1 ～ 障害手当金のうち当該障害の原因となった傷病が、平成17年3月31日以前に発したものの手当金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.12～0.98の率を乗じて、新法第41条ノ3の規定を適用して計算した額とする。
- 19. 8. 1 ～ 障害手当金のうち当該障害の原因となった傷病が、平成18年3月31日以前に発したものの手当金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.07～0.98の率を乗じて、新法第41条ノ3の規定を適用して計算した額とする。
- 20. 8. 1 ～ 障害手当金のうち当該障害の原因となった傷病が、平成19年3月31日以前に発したものの手当金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.11～0.98の率を乗じて、新法第41条ノ3の規定を適用して計算した額とする。
- 21. 8. 1 ～ 障害手当金のうち当該障害の原因となった傷病が、平成20年3月31日以前に発したものの手当金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.03～0.98の率を乗じて、新法第41条ノ3の規定を適用して計算した額とする。
- 22. 1. 1 ～ 職務上給付を労災保険に統合。従前の船員保険（新法）の障害手当金の給付水準と労災保険の障害（補償）一時金の給付水準の差額相当を、平成22年1月以降の新たな船員保険（新々法）より支給する〔職務上上乘せ給付〕。

【支給額】

労災保険の障害（補償）一時金が支給される場合に次の額を支給。

支給額＝最終標準報酬月額 × 障害の程度に応じて定める月数

（障害の程度に応じて定める月数）

1級	3.2月	2級	2.0月	3級	1.9月	4級	1.6月
5級	0.8月	6級	0.6月	7級	0.1月		

ただし、平成21年12月以前に発生した職務上の災害による傷病が支給事由の障害手当金は、経過措置により平成22年1月以降においても従前の船員保険（新法）に基づき全国健康保険協会が支給する〔経過的職務上給付〕。

- 22. 8. 1 ～ 障害手当金のうち当該障害の原因となった傷病が、平成21年3月31日以前に発したものの手当金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて24.68～0.97の率を乗じて、経過的職務上給付については新法第41条ノ3、職務上上乘せ給付については新々法第90条の規定を適用して計算した額とする。
- 23. 8. 1 ～ 障害手当金のうち当該障害の原因となった傷病が、平成22年3月31日以前に発したものの手当金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて24.76～0.97の率を乗じて、経過的職務上給付については新法第41条ノ3、職務上上乘せ給付については新々法第90条の規定を適用して計算した額とする。
- 24. 8. 1 ～ 障害手当金のうち当該障害の原因となった傷病が、平成23年3月31日以前に発したものの手当金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて24.72～0.97の率を乗じて、経過的職務上給付については新法第41条ノ3、職務上上乘せ給付については新々法第90条の規定を適用して計算した額とする。
- 25. 8. 1 ～ 障害手当金のうち当該障害の原因となった傷病が、平成24年3月31日以前に発したものの手当金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて24.64～0.96の率を乗じて、経過的職務上給付については新法第41条ノ3、職務上上乘せ給付については新々法第90条の規定を適用して計算した額とする。
- 26. 8. 1 ～ 障害手当金のうち当該障害の原因となった傷病が、平成25年3月31日以前に発したものの手当金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて24.58～0.96の率を乗じて、経過的職務上給付については新法第41条ノ3、職務上上乘せ給付については新々法第90条の規定を適用して計算した額とする。
- 27. 8. 1 ～ 障害手当金のうち当該障害の原因となった傷病が、平成26年3月31日以前に発したもの

の手当金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて24.67～0.97の率を乗じて、経過的職務上給付については新法第41条ノ3、職務上上乘せ給付については新々法第90条の規定を適用して計算した額とする。

(4) 障害差額一時金

- 昭 40. 5. 1 ～ 職務上の障害年金の受給者が、6年分に相当する額の障害年金を受けることなく障害手当金を受ける程度の障害の状態になったときその差額を一時金として支給（その障害の程度に応ずる職務上の障害手当金の額に相当する額を限度とする）。
41. 2. 1 ～ 職務上の障害年金受給者の障害の程度が軽くなって失権した際、なお障害手当金を受ける程度の障害の状態にある場合、船員法に定める災害補償に相当する額と支給済みの障害年金との差額を一時金として支給。ただし、障害手当金の額に相当する額を限度とする。
48. 11. 1 ～ 職務上の障害年金受給者の障害の程度が障害年金を受ける程度でなくなり、その状態のまま3年を経過した際、なお障害手当金を受ける程度の障害の状態にある場合、船員法に定める災害補償に相当する額と支給済みの障害年金との差額を一時金として支給。ただし、障害手当金の額に相当する額を限度とする。
48. 12. 1 ～ 最終標準報酬月額に、障害年金の支給の基礎となった障害の程度に応じて、48月～25月の月数を乗じて得た額と支給済みの障害年金との差額を支給することとする。ただし、障害手当金の額に相当する額を限度とする。
49. 11. 1 ～ 差額のうち当該障害の原因となった傷病が、昭和47年3月31日以前に発したものの額については、差額に当該傷病の発した日に応じて6.24～1.37の率を乗じて旧法第42条第1項の規定を適用して計算した額とする。
50. 8. 1 ～ 差額のうち当該障害の原因となった傷病が、昭和49年3月31日以前に発したものの額については、差額に当該傷病の発した日に応じて9.23～1.24の率を乗じて旧法第42条第1項の規定を適用して計算した額とする。
52. 8. 1 ～ 差額のうち当該障害の原因となった傷病が、昭和51年3月31日以前に発したものの額については、差額に当該傷病の発した日に応じて12.37～1.11の率を乗じて旧法第42条第1項の規定を適用して計算した額とする。
54. 8. 1 ～ 差額のうち当該障害の原因となった傷病が、昭和52年3月31日以前に発したものの額については、差額に当該傷病の発した日に応じて14.35～1.16の率を乗じて旧法第42条第1項の規定を適用して計算した額とする。
55. 8. 1 ～ 差額のうち当該障害の原因となった傷病が、昭和54年3月31日以前に発したものの額については、差額に当該傷病の発した日に応じて15.07～1.06の率を乗じて旧法第42条第1項の規定を適用して計算した額とする。
56. 8. 1 ～ 差額のうち当該障害の原因となった傷病が、昭和55年3月31日以前に発したものの額については、差額に当該傷病の発した日に応じて16.00～1.06の率を乗じて旧法第42条第1項の規定を適用して計算した額とする。
58. 8. 1 ～ 差額のうち当該障害の原因となった傷病が、昭和56年3月31日以前に発したものの額については、差額に当該傷病の発した日に応じて17.49～1.10の率を乗じて旧法第42条第1項の規定を適用して計算した額とする。
59. 8. 1 ～ 差額のうち当該障害の原因となった傷病が、昭和56年度中に発したものの額については、差額に1.09を乗じて旧法第42条第1項の規定を適用して計算した額とする。
60. 8. 1 ～ 差額のうち当該障害の原因となった傷病が、昭和58年3月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて18.80～1.07の率を乗じて旧法第42条第1項の規定を適用して計算した額とする。

61. 8. 1 ~ 差額のうち当該障害の原因となった傷病が、昭和59年3月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて18.80～1.07の率を乗じて新法第42条の規定を適用して計算した額とする。
63. 8. 1 ~ 差額のうち当該障害の原因となった傷病が、昭和60年3月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて20.10～1.07の率を乗じて新法第42条の規定を適用して計算した額とする。
- 平元. 8. 1 ~ 差額のうち当該障害の原因となった傷病が、昭和62年3月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて20.10～1.06の率を乗じて新法第42条の規定を適用して計算した額とする。
2. 8. 1 ~ 差額のうち当該障害の原因となった傷病が、昭和63年3月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて21.69～1.06の率を乗じて、新法第42条の規定を適用して計算した額とする。
3. 8. 1 ~ 差額のうち当該障害の原因となった傷病が、平成2年3月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて22.20～1.03の率を乗じて、新法第42条の規定を適用して計算した額とする。
4. 8. 1 ~ 差額のうち当該障害の原因となった傷病が、平成3年3月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて23.14～1.04の率を乗じて、新法第42条の規定を適用して計算した額とする。
5. 8. 1 ~ 差額のうち当該障害の原因となった傷病が、平成4年3月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて23.61～1.02の率を乗じて、新法第42条の規定を適用して計算した額とする。
6. 8. 1 ~ 差額のうち当該障害の原因となった傷病が、平成5年3月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて23.97～1.02の率を乗じて、新法第42条の規定を適用して計算した額とする。
7. 8. 1 ~ 差額のうち当該障害の原因となった傷病が、平成6年3月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて24.51～1.02の率を乗じて、新法第42条の規定を適用して計算した額とする。
8. 8. 1 ~ 差額のうち当該障害の原因となった傷病が、平成7年3月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて24.81～1.01の率を乗じて、新法第42条の規定を適用して計算した額とする。
9. 8. 1 ~ 差額のうち当該障害の原因となった傷病が、平成8年3月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.16～1.01の率を乗じて、新法第42条の規定を適用して計算した額とする。
10. 8. 1 ~ 差額のうち当該障害の原因となった傷病が、平成9年3月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.41～1.01の率を乗じて、新法第42条の規定を適用して計算した額とする。
11. 8. 1 ~ 差額のうち当該障害の原因となった傷病が、平成10年3月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.31～1.00の率を乗じて、新法第42条の規定を適用して計算した額とする。
12. 8. 1 ~ 差額のうち当該障害の原因となった傷病が、平成11年3月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.39～1.00の率を乗じて、新法第42条の規定を適用して計算した額とする。
13. 8. 1 ~ 差額のうち当該障害の原因となった傷病が、平成12年3月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.52～1.00の率を乗じて、新法第42条の規定を適用して計算した額とする。
14. 8. 1 ~ 差額のうち当該障害の原因となった傷病が、平成13年3月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.32～0.99の率を乗じて、

新法第42条の規定を適用して計算した額とする。

15. 8. 1 ～ 差額のうち当該障害の原因となった傷病が、平成14年3月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.10～0.99の率を乗じて、新法第42条の規定を適用して計算した額とする。
16. 8. 1 ～ 差額のうち当該障害の原因となった傷病が、平成15年3月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.10～0.98の率を乗じて、新法第42条の規定を適用して計算した額とする。
17. 8. 1 ～ 差額のうち当該障害の原因となった傷病が、平成16年3月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.03～0.98の率を乗じて、新法第42条の規定を適用して計算した額とする。
18. 8. 1 ～ 差額のうち当該障害の原因となった傷病が、平成17年3月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.12～0.98の率を乗じて、新法第42条の規定を適用して計算した額とする。
19. 8. 1 ～ 差額のうち当該障害の原因となった傷病が、平成18年3月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.07～0.98の率を乗じて、新法第42条の規定を適用して計算した額とする。
20. 8. 1 ～ 差額のうち当該障害の原因となった傷病が、平成19年3月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.11～0.98の率を乗じて、新法第42条の規定を適用して計算した額とする。
21. 8. 1 ～ 差額のうち当該障害の原因となった傷病が、平成20年3月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.03～0.98の率を乗じて、新法第42条の規定を適用して計算した額とする。
22. 1. 1 ～ 職務上給付を労災保険に統合。労災保険の障害（補償）年金の受給者が障害の程度が軽減して障害（補償）一時金を受ける場合に、既に支給を受けた労災保険の障害（補償）年金、障害（補償）一時金と船員保険の障害年金（職務上上乗せ給付分）の総額が、船員法により支給されることになっている船員の災害補償の水準（最終標準報酬月額に障害の程度に応じて48～25月の月数を乗じて得た額）に満たないときは、その差額を平成22年1月以降の新たな船員保険（新々法）より支給する〔職務上上乗せ給付〕。

【支給額】

支給額＝最終標準報酬月額 × 障害の程度に応じて定める月数 － 既に支給を受けた障害（補償）年金等の総額

（障害の程度に応じて定める月数）

1級	48月	2級	42月	3級	39月	4級	36月	5級	33月
6級	30月	7級	25月						

ただし、平成21年12月以前に発生した職務上の災害による傷病が支給事由の障害差額一時金は、経過措置により平成22年1月以降においても従前の船員保険（新法）に基づき全国健康保険協会が支給する〔経過的職務上給付〕。

22. 8. 1 ～ 差額のうち当該障害の原因となった傷病が、平成21年3月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて24.68～0.97の率を乗じて、経過的職務上給付については新法第42条、職務上上乗せ給付については新々法第91条の規定を適用して計算した額とする。
23. 8. 1 ～ 差額のうち当該障害の原因となった傷病が、平成22年3月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて24.76～0.97の率を乗じて、経過的職務上給付については新法第42条、職務上上乗せ給付については新々法第91条の規定を適用して計算した額とする。

24. 8. 1 ～ 差額のうち当該障害の原因となった傷病が、平成23年3月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて24.72～0.97の率を乗じて、経過的職務上給付については新法第42条、職務上上乘せ給付については新々法第91条の規定を適用して計算した額とする。
25. 8. 1 ～ 差額のうち当該障害の原因となった傷病が、平成24年3月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて24.64～0.96の率を乗じて、経過的職務上給付については新法第42条、職務上上乘せ給付については新々法第91条の規定を適用して計算した額とする。
26. 8. 1 ～ 差額のうち当該障害の原因となった傷病が、平成25年3月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて24.58～0.96の率を乗じて、経過的職務上給付については新法第42条、職務上上乘せ給付については新々法第91条の規定を適用して計算した額とする。
27. 8. 1 ～ 差額のうち当該障害の原因となった傷病が、平成26年3月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて24.67～0.97の率を乗じて、経過的職務上給付については新法第42条、職務上上乘せ給付については新々法第91条の規定を適用して計算した額とする。

(5) 遺族一時金

- 昭 20. 4. 1 ～ 職務上の傷病で療養の給付受給期間内に死亡し、遺族年金の支給を受ける者がいないときは、平均報酬月額の36月分を遺族に支給。被保険者期間15年を超える1年について平均報酬日額の36日分を加算。
22. 11. 1 ～ 支給額は最終報酬月額による。
22. 12. 1 ～ 支給額は最終平均報酬月額による。
26. 1. 1 ～ 等分支給規定設定。
49. 11. 1 ～ 死亡の原因となった傷病が、昭和47年3月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて6.24～1.37の率を乗じて旧法第42条ノ3第1項の規定を適用して計算した額とする。
50. 8. 1 ～ 死亡の原因となった傷病が、昭和49年3月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて9.23～1.24の率を乗じて旧法第42条ノ3第1項の規定を適用して計算した額とする。
52. 8. 1 ～ 死亡の原因となった傷病が、昭和51年3月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて12.37～1.11の率を乗じて旧法第42条ノ3第1項の規定を適用して計算した額とする。
54. 8. 1 ～ 死亡の原因となった傷病が、昭和52年3月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて14.35～1.16の率を乗じて旧法第42条ノ3第1項の規定を適用して計算した額とする。
55. 8. 1 ～ 死亡の原因となった傷病が、昭和54年3月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて15.07～1.06の率を乗じて旧法第42条ノ3第1項の規定を適用して計算した額とする。
56. 8. 1 ～ 死亡の原因となった傷病が、昭和55年3月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて16.00～1.06の率を乗じて旧法第42条ノ3第1項の規定を適用して計算した額とする。
58. 8. 1 ～ 死亡の原因となった傷病が、昭和56年3月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて17.49～1.10の率を乗じて旧法第42条ノ3第1項の規定を適用して計算した額とする。

59. 8. 1 ~ 死亡の原因となった傷病が、昭和56年度中に発したものの額については、最終標準報酬月額に1.09を乗じて旧法第42条ノ3第1項の規定を適用して計算した額とする。
60. 8. 1 ~ 死亡の原因となった傷病が、昭和58年3月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて18.80~1.07の率を乗じて旧法第42条ノ3第1項の規定を適用して計算した額とする。
61. 8. 1 ~ 死亡の原因となった傷病が、昭和59年3月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて18.80~1.07の率を乗じて新法第42条ノ3の規定を適用して計算した額とする。
63. 8. 1 ~ 死亡の原因となった傷病が、昭和60年3月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて20.10~1.07の率を乗じて新法第42条ノ3の規定を適用して計算した額とする。
- 平元. 8. 1 ~ 死亡の原因となった傷病が、昭和62年3月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて20.10~1.06の率を乗じて新法第42条ノ3の規定を適用して計算した額とする。
2. 8. 1 ~ 死亡の原因となった傷病が、昭和63年3月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて21.69~1.06の率を乗じて新法第42条ノ3の規定を適用して計算した額とする。
3. 8. 1 ~ 死亡の原因となった傷病が、平成2年3月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて22.20~1.03の率を乗じて、新法第42条ノ3の規定を適用して計算した額とする。
4. 8. 1 ~ 死亡の原因となった傷病が、平成3年3月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて23.14~1.04の率を乗じて、新法第42条ノ3の規定を適用して計算した額とする。
5. 8. 1 ~ 死亡の原因となった傷病が、平成4年3月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて23.61~1.02の率を乗じて、新法第42条ノ3の規定を適用して計算した額とする。
6. 8. 1 ~ 死亡の原因となった傷病が、平成5年3月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて23.97~1.02の率を乗じて、新法第42条ノ3の規定を適用して計算した額とする。
7. 8. 1 ~ 死亡の原因となった傷病が、平成6年3月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて24.51~1.02の率を乗じて、新法第42条ノ3の規定を適用して計算した額とする。
8. 8. 1 ~ 死亡の原因となった傷病が、平成7年3月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて24.81~1.01の率を乗じて、新法第42条ノ3の規定を適用して計算した額とする。
9. 8. 1 ~ 死亡の原因となった傷病が、平成8年3月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.16~1.01の率を乗じて、新法第42条ノ3の規定を適用して計算した額とする。
10. 8. 1 ~ 死亡の原因となった傷病が、平成9年3月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.41~1.01の率を乗じて、新法第42条ノ3の規定を適用して計算した額とする。
11. 8. 1 ~ 死亡の原因となった傷病が、平成10年3月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.31~1.00の率を乗じて、新法第42条ノ3の規定を適用して計算した額とする。
12. 8. 1 ~ 死亡の原因となった傷病が、平成12年3月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.39~1.00の率を乗じて、新法第42条ノ3の規定を適用して計算した額とする。

13. 8. 1 ～ 死亡の原因となった傷病が、平成12年3月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.52～1.00の率を乗じて、新法第42条ノ3の規定を適用して計算した額とする。
14. 8. 1 ～ 死亡の原因となった傷病が、平成13年3月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.32～0.99の率を乗じて、新法第42条ノ3の規定を適用して計算した額とする。
15. 8. 1 ～ 死亡の原因となった傷病が、平成14年3月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.10～0.99の率を乗じて、新法第42条ノ3の規定を適用して計算した額とする。
16. 8. 1 ～ 死亡の原因となった傷病が、平成15年3月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.10～0.98の率を乗じて、新法第42条ノ3の規定を適用して計算した額とする。
17. 8. 1 ～ 死亡の原因となった傷病が、平成16年3月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.03～0.98の率を乗じて、新法第42条ノ3の規定を適用して計算した額とする。
18. 8. 1 ～ 死亡の原因となった傷病が、平成17年3月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.12～0.98の率を乗じて、新法第42条ノ3の規定を適用して計算した額とする。
19. 8. 1 ～ 死亡の原因となった傷病が、平成18年3月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.07～0.98の率を乗じて、新法第42条ノ3の規定を適用して計算した額とする。
20. 8. 1 ～ 死亡の原因となった傷病が、平成19年3月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.11～0.98の率を乗じて、新法第42条ノ3の規定を適用して計算した額とする。
21. 8. 1 ～ 死亡の原因となった傷病が、平成20年3月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.03～0.98の率を乗じて、新法第42条ノ3の規定を適用して計算した額とする。
22. 1. 1 ～ 職務上給付を労災保険に統合。従前の船員保険（新法）の遺族一時金の給付水準と労災保険の遺族（補償）一時金の給付水準の差額相当を、平成22年1月以降の新たな船員保険（新々法）より支給する〔職務上上乗せ給付〕。

【支給額】

労災保険の遺族（補償）一時金が支給される場合に次の額を支給。

$$\text{支給額} = \text{最終標準報酬月額} \times 2.7\text{月}$$

ただし、平成21年12月以前に発生した職務上の災害による傷病が支給事由の障害手当金は、経過措置により平成22年1月以降においても従前の船員保険（新法）に基づき全国健康保険協会が支給する〔経過的職務上給付〕。

22. 8. 1 ～ 死亡の原因となった傷病が、平成21年3月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて24.68～0.97の率を乗じて、経過的職務上上乗せ給付については新法第42条ノ3、職務上上乗せ給付については新々法第101条の規定を適用して計算した額とする。
23. 8. 1 ～ 死亡の原因となった傷病が、平成22年3月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて24.76～0.97の率を乗じて、経過的職務上上乗せ給付については新法第42条ノ3、職務上上乗せ給付については新々法第101条の規定を適用して計算した額とする。
24. 8. 1 ～ 死亡の原因となった傷病が、平成23年3月31日以前に発したものの額については、最

終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて 24.72～0.97 の率を乗じて、経過的職務上上乗せ給付については新法第 42 条ノ 3、職務上上乗せ給付については新々法第 101 条の規定を適用して計算した額とする。

- 25. 8. 1 ～ 死亡の原因となった傷病が、平成 24 年 3 月 31 日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて 24.64～0.96 の率を乗じて、経過的職務上上乗せ給付については新法第 42 条ノ 3、職務上上乗せ給付については新々法第 101 条の規定を適用して計算した額とする。
- 26. 8. 1 ～ 死亡の原因となった傷病が、平成 25 年 3 月 31 日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて 24.58～0.96 の率を乗じて、経過的職務上上乗せ給付については新法第 42 条ノ 3、職務上上乗せ給付については新々法第 101 条の規定を適用して計算した額とする。
- 27. 8. 1 ～ 死亡の原因となった傷病が、平成 26 年 3 月 31 日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて 24.67～0.97 の率を乗じて、経過的職務上上乗せ給付については新法第 42 条ノ 3、職務上上乗せ給付については新々法第 101 条の規定を適用して計算した額とする。

(6) 年金差額一時金

- 昭 15. 6. 1 ～ 養老年金、廃疾年金（15年以上被保険者期間）受給権者が死亡したときは、支給を受けた年金額が 5 年分に満たないときはその差額、廃疾年金（15歳未満被保険者期間）受給権者が死亡したときは、脱退手当金と平均報酬月額の 7 月分との合算額と支給を受けた年金額との差額を遺族に支給。
- 20. 4. 1 ～ 養老年金、障害年金（職務上及び職務外で15年以上被保険者）、職務外遺族年金受給権者の死亡については 6 年分との差額、職務上遺族年金受給権者の死亡については平均報酬月額の 36 月分との差額、障害年金（職務外で15年未満被保険者）受給権者死亡については、脱退手当金と平均報酬月額の 10 月分との合算額と支給を受けた年金額との差額を遺族に支給。
- 22. 11. 1 ～ 支給額は最終報酬月額による。
- 22. 12. 1 ～ 支給額は最終平均報酬月額による。
- 23. 9. 1 ～ 寡婦、鰥夫、遺児年金受給権者の死亡については脱退手当金との差額を支給。
- 26. 1. 1 ～ 等分支給規定設定。
- 29. 5. 1 ～ 職務外の年金差額一時金を廃止。
- 41. 2. 1 ～ 職務上の障害年金受給者が死亡については船員法に定める災害補償に相当する額と支給済みの障害年金との差額を遺族に支給。
- 48. 12. 1 ～ 職務上の障害年金受給者が死亡については最終標準報酬月額に、障害年金の支給の基礎となった障害の程度に応じて、48月～25月の月数を乗じて得た額と支給済みの障害年金との差額を支給。
- 平 22. 1. 1 ～ 職務上給付を労災保険に統合。
障害年金差額一時金については、労災保険の障害（補償）年金の受給者が死亡した場合に、既に支給を受けた労災保険の障害（補償）年金、障害（補償）年金差額一時金と船員保険の障害年金（職務上上乗せ給付分）の総額が、船員法により支給されることとなっている船員の災害補償の水準（最終標準報酬月額に障害の程度に応じて48月～25月の月数を乗じて得た額）に満たないときは、その差額を平成22年1月以降の新たな船員保険（新々法）より支給する〔職務上上乗せ給付〕。

【障害年金差額一時金の支給額】

支給額＝最終標準報酬月額 × 障害の程度に応じて定める月数 － 既に支給を受けた

障害（補償）年金等の総額

（障害の程度に応じて定める月数）

1級	48月	2級	42月	3級	39月	4級	36月	5級	33月
6級	30月	7級	25月						

遺族年金差額一時金については、遺族（補償）年金を受給している者が失権し、後順位者がいない場合に、既に支給を受けた労災保険の遺族（補償）年金、遺族（補償）一時金と船員保険の遺族年金（職務上上乗せ給付分）の総額が、船員法により支給されることとなっている船員の災害補償の水準（最終標準報酬月額36月分）に満たないときは、その差額を平成22年1月以降の新たな船員保険（新々法）より支給する〔職務上上乗せ給付〕。

【遺族年金差額一時金の支給額】

支給額＝最終標準報酬月額 × 36月 － 既に支給を受けた遺族（補償）年金等の総額

ただし、平成21年12月以前に発生した職務上の災害による傷病が支給事由の障害年金及び遺族年金に係る年金差額一時金は、経過措置により平成22年1月以降においても従前の船員保険（新法）に基づき全国健康保険協会が支給する〔経過的職務上給付〕。

(7) 前払一時金

昭 56. 11. 1 ～ 職務上の障害年金（傷病が治癒していない場合に支給する障害年金を除く。）又は職務上の遺族年金の受給権者が請求したときは、その者に支給すべき船員法に規定する災害補償に相当する保険給付の額の範囲内で障害前払一時金又は遺族前払一時金として支給。
平 22. 1. 1 ～ 職務上給付を労災保険に統合。

平成22年1月以降の新たな船員保険（新々法）における障害前払一時金については、障害年金の受給権者（労災保険の障害（補償）年金前払一時金の支給を受ける場合に限る。）が請求したときは、最終標準報酬日額に障害の程度に応じて定める日数を乗じて得た額を限度として支給する。〔職務上上乗せ給付〕。

【障害前払一時金の限度額】

限度額＝最終標準報酬日額 × 障害の程度に応じて定める日数

（障害の程度に応じて定める日数）

1級	1,340日	2級	1,190日	3級	1,050日	4級	920日
5級	790日	6級	670日	7級	560日		

平成22年1月以降の新たな船員保険（新々法）における遺族前払一時金については、遺族年金の受給権者（労災保険の遺族（補償）年金前払一時金の支給を受ける場合に限る。）が請求したときは、最終標準報酬日額の1,000日分を限度として支給する。〔職務上上乗せ給付〕。

【遺族前払一時金の限度額】

限度額＝最終標準報酬日額 × 1,000日

ただし、平成21年12月以前に発生した職務上の災害による傷病が支給事由の障害年金及び遺族年金に係る前払一時金は、経過措置により平成22年1月以降においても従前の船員保険（新法）に基づき全国健康保険協会が支給する〔経過的職務上給付〕。

(8) 行方不明手当金

昭 38. 8. 1 ～ 被保険者が1月以上職務上の事由で行方不明となったとき、3月を限度として、1日に

ついて標準報酬日額相当額を被扶養者に支給。

なお、行方不明となった被保険者の死亡について、遺族年金を受けることができるようになったときは、行方不明手当金を受けることができる期間に係る遺族年金は支給されない。また、同一の事由により遺族厚生年金または遺族基礎年金が支給される場合は、行方不明手当金の一部が支給停止される。(遺族年金等との調整)

平 22. 1. 1 ~ 労災保険には同趣旨の給付がないことから、平成22年1月以降においても新たな船員保険(新々法)より支給する[独自給付]。なお、新たな船員保険の行方不明手当金については、遺族年金等との調整は行われぬ。

(9) 介 護 料

平 8. 4. 1 ~ 船員保険障害年金(1級又は特定の障害の2級)の受給権者が、常時又は随時介護を受けているときに介護料を支給。

① 常時介護 57,050円~105,080円

② 随時介護 常時介護の $\frac{1}{2}$

9. 4. 1 ~ 常時介護 : 57,550円 ~ 105,980円

10. 4. 1 ~ 常時介護 : 58,150円 ~ 107,100円

11. 4. 1 ~ 常時介護 : 58,570円 ~ 108,000円

12. 4. 1 ~ 常時介護 : 58,750円 ~ 108,300円

15. 4. 1 ~ 常時介護 : 57,580円 ~ 106,100円

16. 4. 1 ~ 常時介護 : 56,950円 ~ 104,970円

18. 4. 1 ~ 常時介護 : 56,710円 ~ 104,590円

20. 4. 1 ~ 常時介護 : 56,930円 ~ 104,960円

22. 1. 1 ~ 労災保険に統合。平成21年12月以前に発生した職務上の災害による傷病が支給事由の障害年金に係る介護料は、経過措置により平成22年1月以降においても従前の船員保険(新法)に基づき全国健康保険協会が支給。

22. 8. 1 ~ 経過的職務上給付の介護料 常時介護 : 56,790円 ~ 104,730円

23. 4. 1 ~ 経過的職務上給付の介護料 常時介護 : 56,720円 ~ 104,530円

24. 4. 1 ~ 経過的職務上給付の介護料 常時介護 : 56,600円 ~ 104,290円

27. 4. 1 ~ 経過的職務上給付の介護料 常時介護 : 56,790円 ~ 104,570円

(10) そ の 他

昭 57. 10. 1 ~ 船員保険法中「廃疾」を「障害」に改める。

IV 費用の負担

1. 保 險 料 率

昭 15. 6. 1 ~ 強制 - : $\frac{82}{1000}$ (ただし、高級船員 $\frac{64}{1000}$)。年金任継 - : $\frac{64}{1000}$ 。

保険料納付期限は翌月末(年金任意継続保険者の保険料納付期限はその月の10日)。

18. 10. 1 ~ 強制 - : $\frac{100}{1000}$ (ただし、高級船員 $\frac{64}{1000}$)。年金任継 - : $\frac{64}{1000}$ 。

20. 4. 1 ~ 強制 - : $\frac{172}{1000}$ 年金任継 - : $\frac{122}{1000}$ 。

20. 7. 16 ~ 保険料は年4回に分納。

21. 4. 1 ~ 保険料納付期限は翌月末。

22. 11. 1 ~ 失業保険の適用を受ける者 - : $\frac{192}{1000}$ 。失業保険の適用を受けない者 - : $\frac{170}{1000}$ 。年金任継 - : $\frac{123}{1000}$ 。

23. 9. 1 ~ [暫定] 失業保険の適用を受ける者 - : $\frac{115}{1000}$ 。失業保険の適用を受けない者 - : $\frac{93}{1000}$ 。

年金任継一： $\frac{100}{1000}$ 。

24. 6. 1 ～ 〔暫定〕失業保険の適用を受ける者一： $\frac{130}{1000}$ 。失業保険の適用を受けない者一： $\frac{110}{1000}$ 。

年金任継一： $\frac{100}{1000}$ 。

26. 1. 1 ～ 〔暫定〕失業保険の適用を受ける者一： $\frac{160}{1000}$ 。失業保険の適用を受けない者一： $\frac{140}{1000}$ 。

年金任継一： $\frac{100}{1000}$ 。

29. 5. 1 ～ 失業保険の適用を受ける者一： $\frac{161}{1000}$ 。失業保険の適用を受けない者一： $\frac{145}{1000}$ 。年金任

継一： $\frac{35}{1000}$ 。

32. 4. 1 ～ 失業保険の適用を受ける者一： $\frac{166}{1000}$ 。失業保険の適用を受けない者一： $\frac{152}{1000}$ 。年金任

継一： $\frac{35}{1000}$ 。

35. 5. 1 ～ 失業保険の適用を受ける者一： $\frac{169}{1000}$ 。失業保険の適用を受けない者一： $\frac{158}{1000}$ 。年金任

継一： $\frac{42}{1000}$ 。

40. 5. 1 ～ 失業保険の適用を受ける者一： $\frac{194}{1000}$ 。失業保険の適用を受けない者一： $\frac{183}{1000}$ 。

40. 6. 1 ～ 年金任継一： $\frac{67}{1000}$ 。

年金任意継続被保険者について保険料の前納制度を設定。

41. 4. 1 ～ 失業保険の適用を受ける者一： $\frac{202}{1000}$ 。失業保険の適用を受けない者一： $\frac{191}{1000}$ 。

42. 8. 1 ～ 失業保険の適用を受ける者一： $\frac{205}{1000}$ （特例措置）。失業保険の適用を受けない者一：

$\frac{194}{1000}$ （特例措置）。

44. 9. 1 ～ 失業保険の適用を受ける者一： $\frac{205}{1000}$ 。失業保険の適用を受けない者一： $\frac{194}{1000}$ 。

44. 11. 1 ～ 失業保険の適用を受ける者一： $\frac{216}{1000}$ 。失業保険の適用を受けない者一： $\frac{205}{1000}$ 。年金任

継一： $\frac{78}{1000}$ 。

45. 11. 1 ～ 失業保険の適用を受ける者一： $\frac{222}{1000}$ 。失業保険の適用を受けない者一： $\frac{211}{1000}$ 。

46. 1. 1 ～ 失業保険の適用を受ける者一： $\frac{223}{1000}$ 。失業保険の適用を受けない者一： $\frac{212}{1000}$ 。

（注）昭和46年1月からメリット保険料制が導入され、月平均100人以上の被保険者を使用する船舶所有者の保険料率は職務上の事由により災害の発生状況に応じて上記の保険料率の $\frac{6}{1000}$ の範囲で増加又は減少されることとなった。

46. 11. 1 ～ 失業保険の適用を受ける者一： $\frac{225}{1000}$ 。失業保険の適用を受けない者一： $\frac{214}{1000}$ 。年金任

継一： $\frac{80}{1000}$ 。

48. 11. 1 ～ 失業保険の適用を受ける者一： $\frac{240}{1000}$ 。失業保険の適用を受けない者一： $\frac{229}{1000}$ 。年金任

継一： $\frac{95}{1000}$ 。

（注）疾病部門の保険料率について、上下0.7%の範囲内で変更できる調整規定を設けた。

50. 1. 1 ～ 失業保険の適用を受ける者一： $\frac{242}{1000}$ 。失業保険の適用を受けない者一： $\frac{231}{1000}$ 。

51. 7. 1 ～ 疾病任継（創設）一： $\frac{72}{1000}$ 。疾病任意継続被保険者の保険料納付期限はその月の10日。

51. 8. 1 ～ 失業保険の適用を受ける者一： $\frac{253}{1000}$ 。失業保険の適用を受けない者一： $\frac{242}{1000}$ 。年金任

継一： $\frac{106}{1000}$ 。

52. 4. 1 ～ メリット保険料率の調整幅を35%の範囲内に拡大。

53. 2. 1 ～ 失業保険の適用を受ける者一： $\frac{257}{1000}$ 。失業保険の適用を受けない者一： $\frac{246}{1000}$ 。（保険

料率調整規定の適用による)。

53. 3. 1 ~ 疾病任継 - : $\frac{76}{1000}$ (保険料率調整規定の適用による)。

54. 6. 8 ~ 失業保険の適用を受ける者 - : $\frac{260}{1000}$ 。失業保険の適用を受けない者 - : $\frac{246}{1000}$ 。

55. 10. 1 ~ 失業保険の適用を受ける者 - : $\frac{279}{1000}$ 。失業保険の適用を受けない者 - : $\frac{265}{1000}$ 。

55. 11. 1 ~ 年金任継 - : $\frac{125}{1000}$ 。

55. 12. 1 ~ 失業保険の適用を受ける者 - : $\frac{284}{1000}$ 。失業保険の適用を受けない者 - : $\frac{270}{1000}$ 。

56. 3. 1 ~ 失業保険の適用を受ける者 - : $\frac{294}{1000}$ 。失業保険の適用を受けない者 - : $\frac{280}{1000}$ (保険料率調整規定の適用による)。

疾病任継 - : $\frac{86}{1000}$ (保険料率調整規定の適用による)。

57. 4. 1 ~ 失業保険の適用を受ける者 - : $\frac{304}{1000}$ 。失業保険の適用を受けない者 - : $\frac{290}{1000}$ (保険料率調整規定の適用による)。

疾病任継 - : $\frac{96}{1000}$ (保険料率調整規定の適用による)。

(注) 疾病部門の保険料率について、上下2.9%の範囲内で変更できることとした。

59. 4. 1 ~ 失業保険の適用を受ける者 - : $\frac{305}{1000}$ 。失業保険の適用を受けない者 - : $\frac{291}{1000}$ (災害保険料率の引上げ)。

59. 8. 1 ~ 失業保険の適用を受ける者 - : $\frac{310}{1000}$ 。失業保険の適用を受けない者 - : $\frac{291}{1000}$ (失業保険料率の引上げ)。

(注) 失業部門の保険料率について、上下0.2%の範囲内で変更できることとした。

60. 10. 1 ~ 失業保険の適用を受ける者 - : $\frac{321}{1000}$ 。失業保険の適用を受けない者 - : $\frac{302}{1000}$ 。年金任継 - : $\frac{136}{1000}$ 。(年金保険料率の引上げ)

(注) 特別失業保険料率の創設、最大0.5%の範囲内で船舶所有者から徴収。

61. 4. 1 ~ 失業保険の適用を受ける者 - : $\frac{185}{1000}$ 。失業保険の適用を受けない者 - : $\frac{166}{1000}$ (職務外年金の厚生年金保険への統合による)。

平元. 3. 1 ~ 失業保険の適用を受ける者 - : $\frac{188}{1000}$ 。失業保険の適用を受けない者 - : $\frac{168}{1000}$ (疾病、失業、災害保険料率の引上げ)。

元. 4. 1 ~ 疾病任継 - : $\frac{97}{1000}$ (保険料率調整規定の適用による)。

2. 3. 1 ~ 失業保険の適用を受ける者 - : $\frac{192}{1000}$ 。失業保険の適用を受けない者 - : $\frac{172}{1000}$ (疾病、災害保険料率の引上げ)。

2. 4. 1 ~ 疾病任継 - : $\frac{99}{1000}$ (保険料率調整規定の適用による)。

3. 3. 1 ~ 失業保険の適用を受ける者 - : $\frac{195}{1000}$ 。失業保険の適用を受けない者 - : $\frac{175}{1000}$ (保険料率調整規定の適用及び災害保険料率の変更)。

3. 4. 1 ~ 疾病任継 - : $\frac{102}{1000}$ (保険料率調整規定の適用による)。

15. 4. 1 ~ 失業保険の適用を受ける者 - : $\frac{187}{1000}$ 。失業保険の適用を受けない者 - : $\frac{169}{1000}$ (総報酬制導入)。

疾病任継 - : $\frac{105}{1000}$ (保険料調整規定の適用による)

19. 4. 1 ~ 失業保険の適用を受ける者 - : $\frac{181}{1000}$ 。失業保険の適用を受けない者 - : $\frac{169}{1000}$ (失業保険料率の引下げ)。
21. 4. 1 ~ 21年4月分から12月までの失業部門の保険料率のうち、被保険者負担分について $\frac{4}{1000}$ とする。
22. 1. 1 ~ 新船員保険制度へ移行。
(職務上疾病・年金部門及び失業部門をそれぞれ労働者災害補償保険制度及び雇用保険制度に統合)
強制被保険者: $\frac{108}{1000}$ (疾病保険料率: $\frac{94}{1000}$ [うち控除率: $\frac{1.5}{1000}$]、災害保健福祉保険料率: $\frac{14}{1000}$)
疾病任意継続被保険者: $\frac{99}{1000}$ (疾病保険料率: $\frac{94}{1000}$ [うち控除率: $\frac{1.5}{1000}$]、災害保健福祉保険料率: $\frac{5}{1000}$)
独立行政法人等職員被保険者: $\frac{5}{1000}$ (すべて災害保健福祉保険料率)
後期高齢者医療被保険者等: $\frac{14}{1000}$ (すべて災害保健福祉保険料率)
24. 3. 1 ~ 強制被保険者: $\frac{110}{1000}$ (疾病保険料率: $\frac{98}{1000}$ [うち控除率: $\frac{3.5}{1000}$]、災害保健福祉保険料率: $\frac{12}{1000}$)
独立行政法人等職員被保険者: $\frac{4.1}{1000}$ (すべて災害保健福祉保険料率)
後期高齢者医療被保険者等: $\frac{12}{1000}$ (すべて災害保健福祉保険料率)
24. 4. 1 ~ 疾病任意継続被保険者: $\frac{102.2}{1000}$ (疾病保険料率: $\frac{98}{1000}$ [うち控除率: $\frac{3.5}{1000}$]、災害保健福祉保険料率: $\frac{4.2}{1000}$)
25. 3. 1 ~ 強制被保険者: $\frac{111.5}{1000}$ (疾病保険料率: $\frac{101}{1000}$ [うち控除率: $\frac{5}{1000}$]、災害保健福祉保険料率: $\frac{10.5}{1000}$)
独立行政法人等職員被保険者: $\frac{3.1}{1000}$ (すべて災害保健福祉保険料率)
後期高齢者医療被保険者等: $\frac{8.8}{1000}$ (すべて災害保健福祉保険料率)
25. 4. 1 ~ 疾病任意継続被保険者: $\frac{104.9}{1000}$ (疾病保険料率: $\frac{101}{1000}$ [うち控除率: $\frac{5}{1000}$]、災害保健福祉保険料率: $\frac{3.9}{1000}$)
26. 3. 1 ~ 独立行政法人等職員被保険者: $\frac{2.9}{1000}$ (すべて災害保健福祉保険料率)
26. 4. 1 ~ 疾病任意継続被保険者: $\frac{104.5}{1000}$ (疾病保険料率: $\frac{101}{1000}$ [うち控除率: $\frac{5}{1000}$]、災害保健福祉保険料率: $\frac{3.5}{1000}$)
27. 3. 1 ~ 独立行政法人等職員被保険者: $\frac{3.3}{1000}$ (すべて災害保健福祉保険料率)
27. 4. 1 ~ 疾病任意継続被保険者: $\frac{104.3}{1000}$ (疾病保険料率: $\frac{101}{1000}$ [うち控除率: $\frac{5}{1000}$]、災害保健福祉保険料率: $\frac{3.3}{1000}$)

2. 介護保険第2号被保険者に該当する者の介護保険料率

- 平 12. 4. 1 ~ $\frac{3}{1000}$ 。
13. 1. 1 ~ $\frac{15.9}{1000}$ 。疾病任意継続被保険者については2月1日から適用。
13. 3. 1 ~ $\frac{16.6}{1000}$ 。疾病任意継続被保険者については4月1日から適用。
14. 3. 1 ~ $\frac{16.5}{1000}$ 。疾病任意継続被保険者については4月1日から適用。

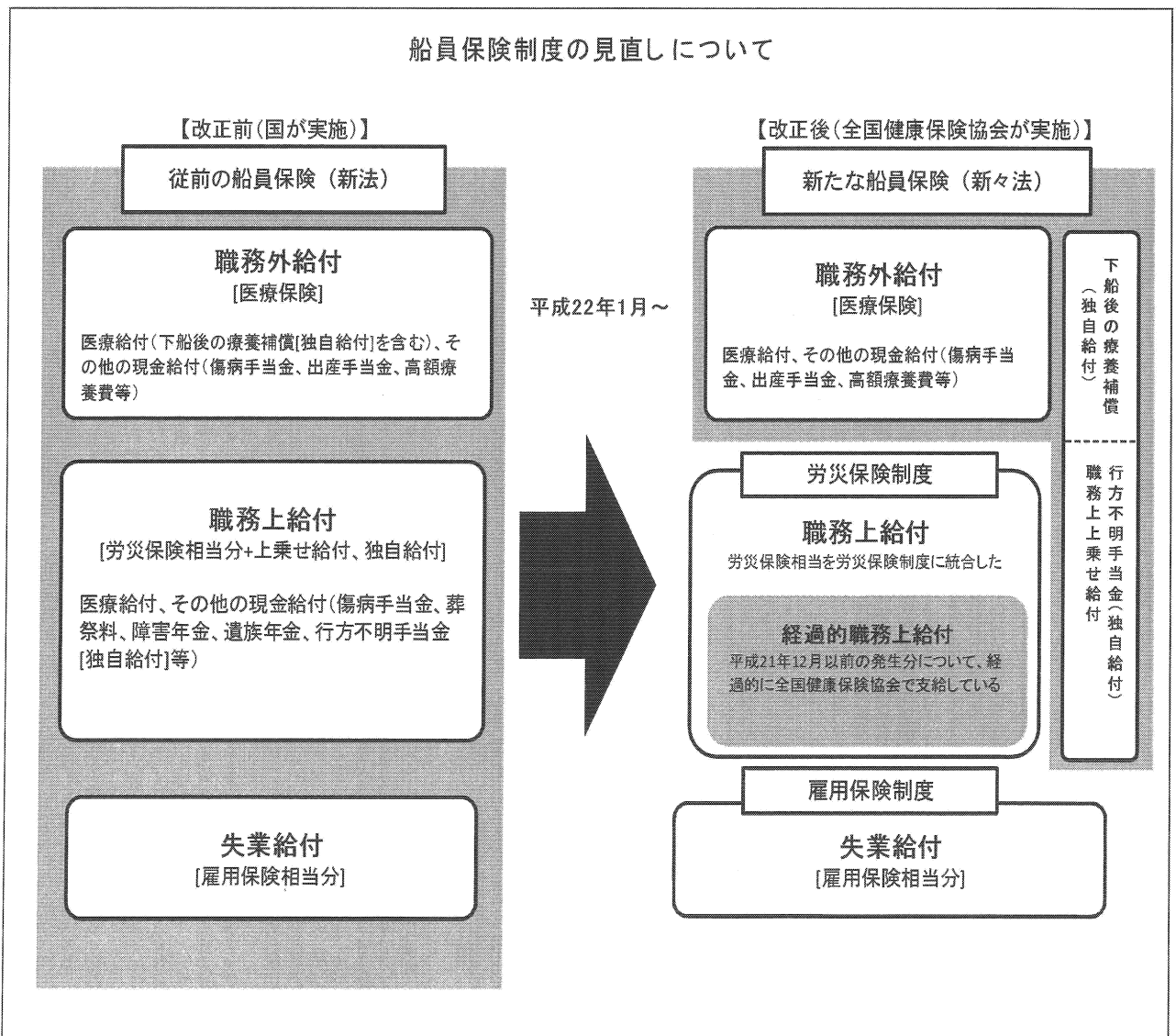
15. 4. 1 ~ $\frac{9.7}{1000}$ 。
16. 3. 1 ~ $\frac{12.5}{1000}$ 。疾病任意継続被保険者については4月1日から適用。
19. 3. 1 ~ $\frac{14.3}{1000}$ 。疾病任意継続被保険者については4月1日から適用。
20. 3. 1 ~ $\frac{13.1}{1000}$ 。疾病任意継続被保険者については4月1日から適用。
21. 3. 1 ~ $\frac{13.4}{1000}$ 。疾病任意継続被保険者については4月1日から適用。
22. 1. 1 ~ 新船員保険制度へ移行
22. 3. 1 ~ $\frac{14.7}{1000}$ 。疾病任意継続被保険者については4月1日から適用。
23. 3. 1 ~ $\frac{16.2}{1000}$ 。疾病任意継続被保険者については4月1日から適用。
24. 3. 1 ~ $\frac{17.3}{1000}$ 。疾病任意継続被保険者については4月1日から適用。
25. 3. 1 ~ $\frac{16.3}{1000}$ 。疾病任意継続被保険者については4月1日から適用。
26. 3. 1 ~ $\frac{17.1}{1000}$ 。疾病任意継続被保険者については4月1日から適用。
27. 3. 1 ~ $\frac{16.7}{1000}$ 。疾病任意継続被保険者については4月1日から適用。
28. 3. 1 ~ $\frac{16.8}{1000}$ 。疾病任意継続被保険者については4月1日から適用。

平成 22 年 1 月の船員保険制度の見直しについて

【概要】

平成 21 年 12 月以前の船員保険は職務外疾病部門、職務上疾病・年金部門及び失業部門の三部門を有する総合保険として国（社会保険庁）において運営されてきたが、平成 19 年の法律改正により、職務上給付（労災保険相当分）[職務上疾病・年金部門]及び失業給付[失業部門]が、それぞれ労災保険及び雇用保険に統合され、平成 22 年 1 月以降の新たな船員保険は、職務外給付[職務外疾病部門]と ILO 条約や船員法に則った独自給付、職務上上乗せ給付を行う制度として、全国健康保険協会が運営することとなった。

なお、平成 21 年 12 月以前に発生した職務上の災害による傷病を支給事由とする職務上給付については、経過措置により、平成 22 年 1 月以降においても、従前の船員保険に基づき全国健康保険協会が支給することとされている（経過的職務上給付）。



【独自給付及び職務上上乗せ給付について】

新たな船員保険から給付されるILO条約や船員法に則った「独自給付」「職務上上乗せ給付」としては、次のような給付がある。

1. 独自給付

労災保険には同趣旨の給付がないことから、船員保険の職務上給付（労災保険相当部分）が労災保険に統合された平成22年1月以降においても、新たな船員保険の保険給付として支給するもの。下船後の療養補償及び行方不明手当金が該当する。

(1) 下船後の療養補償

雇入契約存続中に発生した職務外の傷病について、下船日（療養を受けることができる状態になった日）から3ヶ月目の末日までの間において、船舶所有者の負担する保険料による療養補償を行うもの。被保険者（であった者）は、自己負担なしで療養を受けることができる。

(2) 行方不明手当金

被保険者が職務上の事由により1ヶ月以上行方不明になったとき、3ヶ月を限度に被扶養者に対して1日につき標準報酬日額の所得補償を行うもの。

2. 職務上上乗せ給付

労災保険に同趣旨の給付はあるが、船員に対する災害補償の水準が労災保険の水準を上回ることから、船員保険の職務上給付（労災保険相当分）が労災保険に統合された平成22年1月以降においても、新たな船員保険の保険給付として、従前の船員保険の給付水準と労災保険の給付水準との差額相当を支給するもの。休業手当金、障害年金、障害手当金、遺族年金、遺族一時金等を労災保険の上乗せとして支給している。

以下に、職務上上乗せ給付の仕組みを休業手当金と障害手当金を例に示す。

(1) 休業手当金

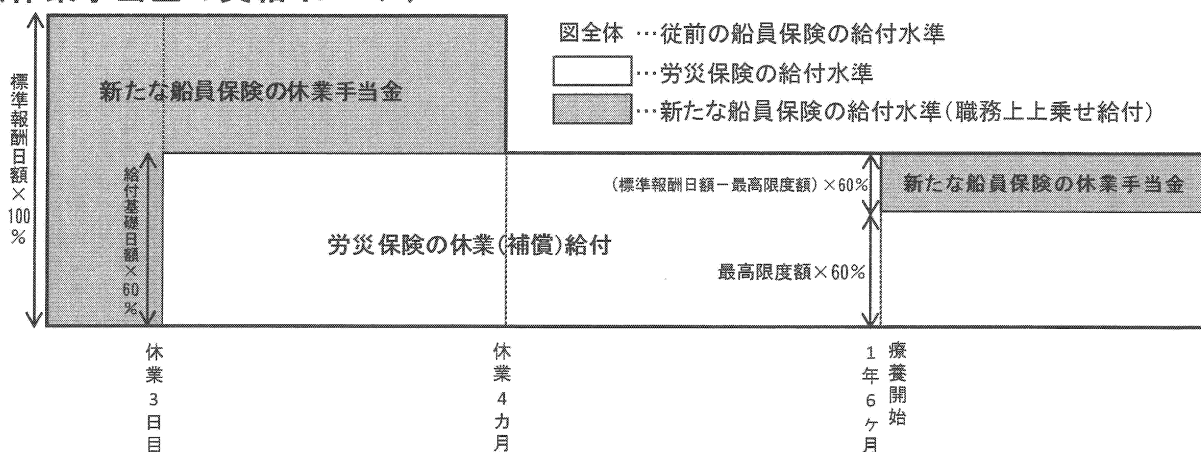
職務上の事由または通勤災害の傷病による療養のため、労働することができないために報酬を受けない日について、労災保険より支給される休業（補償）給付の上乗せとして支給するもの。

【支給額】

従前の船員保険の職務上傷病手当金と労災保険の休業（補償）給付の差額相当

休業または療養開始からの期間	給付水準		
	従前の船員保険 [職務上傷病手当金]	労災保険 [休業(補償)給付]	新たな船員保険 [休業手当金]
休業1日目～3日目	標準報酬日額の100%	—	標準報酬日額の100%
休業4日目～4ヶ月	標準報酬日額の100%	給付基礎日額の60%	標準報酬日額の40%
休業5ヶ月～療養開始1年6ヶ月	標準報酬日額の60%	給付基礎日額の60%	—
療養開始1年7ヶ月～	標準報酬日額の60%	給付基礎日額(※)の60% (※)年齢階層ごとの最高限度額を 超える場合は最高限度額	労災保険の最高限度額が船員保険の標準報酬日額を下回る場合にはその差額の60%

(休業手当金の支給イメージ)



(2) 障害手当金

職務上の事由または通勤災害の傷病が治癒したあとも、一定の障害状態（障害年金を受けることができない程度の障害）が残り、労災保険の障害（補償）一時金を受けられる場合に上乘せとして支給するもの。

【支給額】

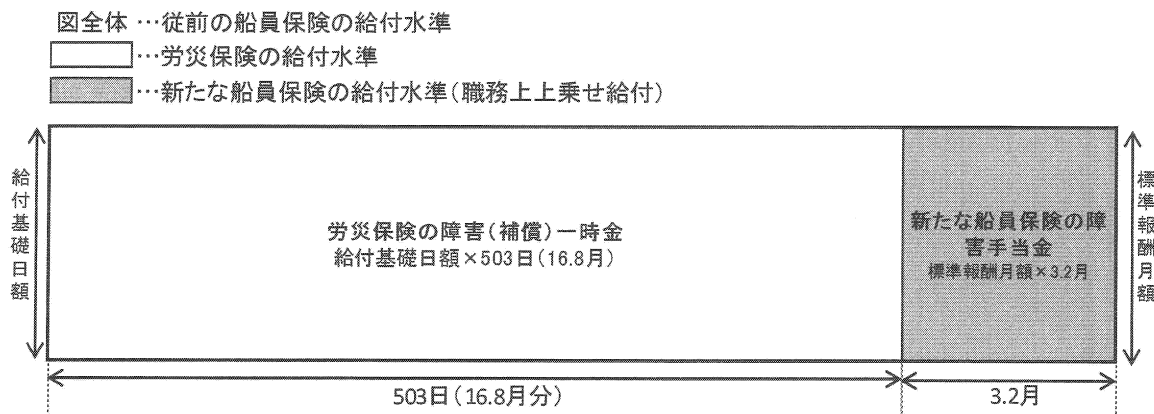
従前の船員保険の障害手当金と労災保険の障害（補償）給付の差額相当（支給月数の差分相当）

障害の程度		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
給付水準	従前の船員保険の支給月数 [障害手当金]	20月	15月	12月	9月	6月	4月	2月
	労災保険の支給日数(月数) [障害(補償)給付]	503日 (16.8月)	391日 (13.0月)	302日 (10.1月)	223日 (7.4月)	156日 (5.2月)	101日 (3.4月)	56日 (1.9月)
	新たな船員保険の支給月数 [障害手当金]	3.2月	2.0月	1.9月	1.6月	0.8月	0.6月	0.1月

「障害手当金」の支給額＝標準報酬月額×障害の程度に応じて定める支給月数

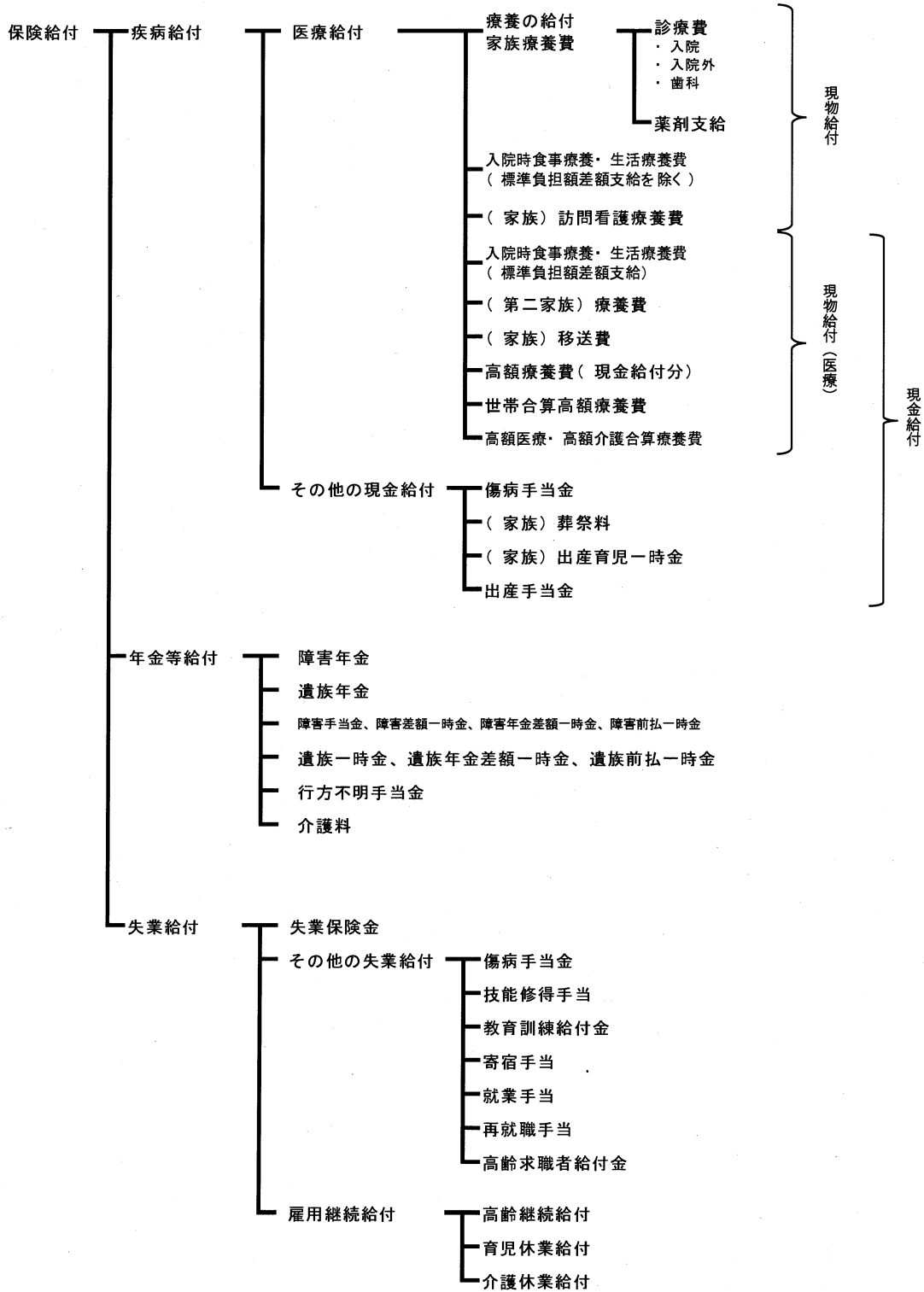
「障害(補償)給付」の支給額＝給付基礎日額×障害の程度に応じて定める支給日数

(障害手当金の支給イメージ[1級])

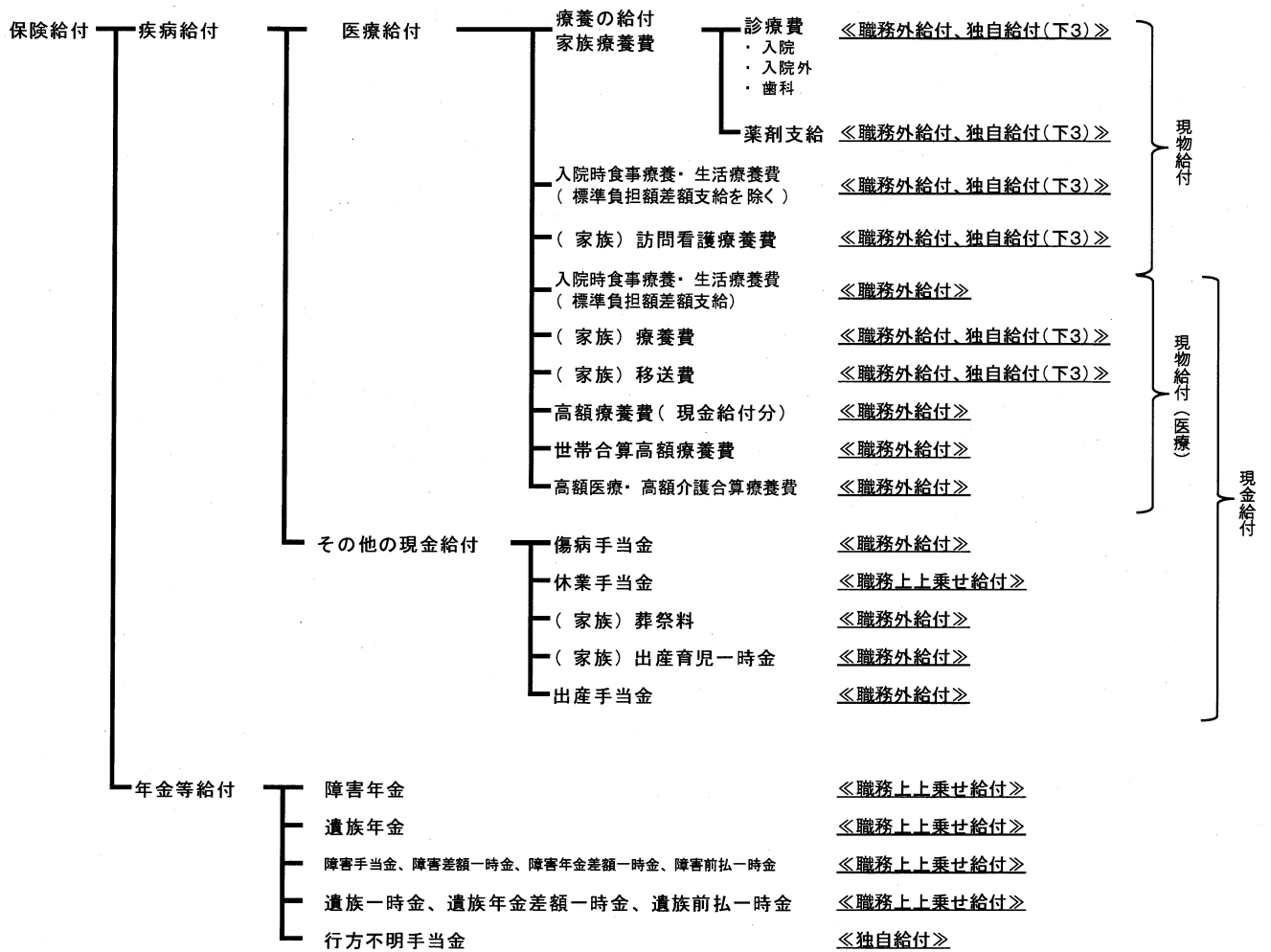


その他

従前の船員保険（新法）の保険給付の体系
 ≪統計上の区分≫



新たな船員保険（新々法）の保険給付の体系 《統計上の区分》



※ 平成21年12月以前に発生した職務上の災害による傷病が支給事由の職務上給付は、経過措置により、船員保険の職務上給付（労災保険相当分）が労災保険に統合された平成22年1月以降においても、従前の船員保険に基づき全国健康保険協会が支給する。《経過的職務上給付》

その他